



令和 6 年度
(2024)

大学院 入学試験要項

法学研究科

《一般入学試験》
《社会人入学試験》
《外国人留学生入学試験》
《資格特別配慮入学試験》

福岡大学

法 学 研 究 科

人材養成目的、その他教育研究上の目的

法学研究科は、法学や政治学に関する講義、演習及び論文の作成により、法律や政治についての広範な具体的問題についての分析と解決方法を提示できる人材養成を教育理念とし、研究者養成及び専門職業人の養成、再教育を目的とする。博士課程前期は、学部における一般的教養及び専門的知識の上に、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究能力又は専門的職業に必要な能力を養うことを目的とする。博士課程後期は、専攻分野における独創的な研究能力又は先端的な専門能力を養うことを目的とする。

公法専攻博士課程前期においては、国の基礎法である憲法、国の活動準則に関する法である行政法、租税に関する法である税法、国家間のルールを定める国際法などのカリキュラムを中心に講義と演習を履修して公務員や専門職等に就くための問題解決の基礎能力を養うこと、及び特定のテーマを選択して修士論文を作成することを目的とする。博士課程後期においては、特別研究のカリキュラムを履修し、研究者の養成のため及び実務経験者等の研究のため、博士論文の作成を指導することを目的とする。

民刑事法専攻博士課程前期においては、私人の財産関係と家族関係を規律する民法、会社組織に係る会社法を含む企業活動の基本となる商法等に関する民事法、労働問題に関する労働法、刑罰による国家・社会の秩序維持の役割を有する刑事法などのカリキュラムを中心に講義と演習を履修して、捜査や矯正関係の公務員等や司法書士等の専門職に就くための問題解決の基礎能力を養うこと、及び特定のテーマを選択して修士論文を作成することを目的とする。博士課程後期においては、特別研究のカリキュラムを履修し、研究者の養成のため及び実務経験者等の研究のため、博士論文の作成を指導することを目的とする。

アドミッション・ポリシー

○公法専攻（博士課程前期）

法学研究科公法専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。

【求める学生像】

憲法、行政法、税法、国際法などの法律学または政治学への高い関心、法的または政治的判断力・思考力・表現力を持ち、知的好奇心・積極性・研究倫理意識を有していることなどに加え、

1. 研究者志望者には、憲法、行政法、税法、国際法などの法律学または政治学の研究能力及び外国語の能力を求める。
2. 専門職業人志望者には、関係専門領域の基礎知識を求める。
3. 学び直し社会人には、社会経験に基づく法学的または政治学的素養および高い学び直し意欲を求める。
4. 留学生には、日本での法律学または政治学への研究意欲および一定の日本語能力を求める。

【入学者選抜の在り方】

1. 研究者志望の者には、専修科目の理解度および外国語能力を計る筆記試験を行い、学習意欲を確認する面接を行う。
2. 研究者志望以外の者には、憲法、行政法、税法、国際法などの法律学や政治学の理解を確認する筆記試験および面接を行う。留学生については面接により日本語能力を判定する。

○民刑事法専攻（博士課程前期）

法学研究科民刑事法専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。

【求める学生像】

民法、商法、労働法、刑事法などの法律学への高い関心、法的または政治的判断力・思考力・表現力を持ち、知的好奇心・積極性・研究倫理意識を有していることなどに加え、

1. 研究者志望者には、民法、商法、労働法、刑事法などの法律学の研究能力および外国語の能力を求める。
2. 専門職業人志望者には、関係専門領域の基礎知識を求める。
3. 学び直し社会人には、社会経験に基づく法学的または政治学的素養および高い学び直し意欲を求める。
4. 留学生には、日本での法律学または政治学への研究意欲および一定の日本語能力を求める。

【入学者選抜の在り方】

1. 研究者志望の者には、専修科目の理解度および外国語能力を計る筆記試験を行い、学習意欲を確認する面接を行う。
2. 研究者志望以外の者には、民法、商法、労働法、刑事法などの法律学の理解を確認する筆記試験および面接を行う。留学生については面接により日本語能力を判定する。

○公法専攻（博士課程後期）

法学研究科公法専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。

【求める学生像】

公法に関する高度な研究を行う者として、旺盛な知的好奇心ないし探究心，積極性，研究倫理を持ち，学問への貢献をなし得る知識と能力を持った者。

【入学者選抜の在り方】

公法に関する専修科目についての深い理解および外国語の高い読解能力を計る筆記試験を行い，研究活動を継続する意欲および研究目的・計画などを確認する面接を行う。

○民刑事法専攻（博士課程後期）

法学研究科民刑事法専攻では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次に掲げる意欲と能力等を備えた学生・社会人・留学生を受け入れる。

【求める学生像】

民刑事法に関する高度な研究を行う者として、旺盛な知的好奇心ないし探究心，積極性，研究倫理を持ち，学問への貢献をなし得る知識と能力を持った者。

【入学者選抜の在り方】

民刑事法に関する専修科目についての深い理解および外国語の高い読解能力を計る筆記試験を行い，研究活動を継続する意欲および研究目的・計画などを確認する面接を行う。

教 育 目 標

■法学研究科

法学研究科は、福岡大学の建学の精神「思想堅実」「穩健中正」「質実剛健」「積極進取」を基本理念として、法律学及び政治学の専門的知識と応用力を備え、わが国および国際社会で活躍できる人材を養成することを教育目標とする。

○公法専攻

【博士課程前期】

憲法・行政法・税法・国際法・経済法・法社会学・政治学等に関する専門的知識と応用力を備え、将来、研究者・公務員・実務家等として活躍できる人材を育成する。

【博士課程後期】

憲法・行政法・国際法・法社会学・政治学等に関する高度の専門的知識と幅広い応用力を備え、大学の内外で、学術発展に貢献できる人材を育成する。

○民刑事法専攻

【博士課程前期】

民法・商法・民事訴訟法・刑事法・労働法・社会保障法・国際私法・知的財産法等に関する専門的知識と応用力を備え、将来、研究者・公務員・実務家等として活躍できる人材を育成する。

【博士課程後期】

民法・商法・民事訴訟法・刑事法・国際私法等に関する高度の専門的知識と幅広い応用力を備え、大学の内外で、学術発展に貢献できる人材を育成する。

目 次

博士課程前期

《一般入学試験・社会人入学試験》

1	募集人員	3
2	出願資格	3
3	入学試験日・願書受付期間	4
4	願書受付時間・場所	4
5	出願手続	4
	(1) 提出書類	4
	(2) 入学検定料の納入方法	5
	(3) 出願資格審査について	5
	(4) 出願上の注意	6
6	受験票	6
7	試験場・試験会場	6
8	試験科目・試験時間	7
9	合格発表	8
10	入学手続	8
	(1) 入学に要する経費等	8
	(2) 入学辞退について	8
11	その他	9
	◇ 既修得単位認定制度	9
	◇ 奨学金制度	9
	◇ (修士課程・博士課程前期進学予定者対象) 特に優れた業績による返還免除内定制度	9

博士課程後期

《一般入学試験・社会人入学試験》

1	募集人員	13
2	出願資格	13
3	入学試験日・願書受付期間	13
4	願書受付時間・場所	14
5	出願手続	14
	(1) 提出書類	14
	(2) 入学検定料の納入方法	15
	(3) 出願資格審査について	15
	(4) 出願上の注意	16
6	受験票	16
7	試験場・試験会場	16
8	試験科目・試験時間	16
9	合格発表	17
10	入学手続	17
	(1) 入学に要する経費等	18
	(2) 入学辞退について	18
11	その他	18
	◇ 既修得単位認定制度	18
	◇ 奨学金制度	18

外国人留学生入学試験
《博士課程前期・博士課程後期》

1	募集人員	21
2	出願資格	21
3	入学試験日及び願書（第1次選考書類）受付期間	22
4	願書（第1次選考書類）受付	22
5	出願手続	22
	(1) 提出書類	22
	(2) 第1次選考（書類審査）と第2次選考検定料（入学検定料）	28
	(3) 出願上の注意	28
6	受験票及び受験許可書	28
7	試験場・試験会場	28
8	試験科目・試験時間	29
9	合格発表	29
10	入学手続	29
11	外国人留学生 卒業／修了（見込）証明書，成績証明書，学位取得証明書について	30

資格特別配慮入学試験
《博士課程前期・博士課程後期》

1	募集人員	33
2	出願資格	33
3	入学試験日・願書受付期間	33
4	願書受付時間・場所	33
5	出願手続	33
	(1) 提出書類	33
	(2) 入学検定料の納入方法	35
	(3) 出願上の注意	35
6	受験票	35
7	試験場・試験会場	35
8	試験科目・試験時間	36
	(1) 試験科目	36
	(2) 面接日時	36
9	合格発表	36
10	入学手続	36
11	その他	36
	◇ 既修得単位認定制度	36
	◇ 奨学金制度	36

募集専修科目と担当者，授業科目と授業内容及び履修方法

◇ 博士課程前期	
公法専攻	38
民刑事法専攻	43

募集専修科目と担当者，研究指導科目と研究内容及び履修方法

◇ 博士課程後期	
公法専攻	50
民刑事法専攻	52

(巻末)

- ◇ 個人情報の取扱いについて
- ◇ 福岡大学大学院長期履修制度について

博士課程前期

《一般入学試験・社会人入学試験》

外国在住者については遠隔入試を行う用意があります。
希望者は大学院事務課まで日本語または英語で問い合わせ
下さい。

法学研究科では、社会人対応の夜間の講義を開講しています。

博士課程前期

《一般入学試験・社会人入学試験》

1 募集人員

研究科名	専攻名	課程名	標準修業年限	入学定員
法学研究科	公法専攻	博士課程前期	2年	6名
	民刑事法専攻	博士課程前期	2年	6名

入学定員には、専攻で実施するすべての入学試験の人員を含みます。

2 出願資格

《一般入学試験》	《社会人入学試験》
<p>次の各号のいずれかの条件に該当する者</p> <p>① 学校教育法第83条の大学を卒業した者及び令和6年3月までに卒業見込みの者</p> <p>② 学校教育法第89条の規定(早期卒業)により、卒業見込みの者(本学法学部の学生に限る)</p> <p>③ 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者)及び令和6年3月までに学士の学位を授与される見込みの者</p> <p>④ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑥ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑦ 外国の大学その他の外国の学校^{*1)}において、修業年限が3年以上である課程を修了すること^{*2)}により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者</p> <p>*1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。</p> <p>*2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。</p> <p>⑧ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者</p> <p>⑨ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>⑩ 学校教育法第102条第2項の規定(飛び級入学)により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの^{※注)}</p> <p>⑪ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと及び令和6年3月までに達するもの^{※注)}</p>	<p>次のいずれかの条件に該当する者で、最終学校を卒業・修了・退学した後、入学時に社会人経験1年以上の者 なお、社会人経験について事前の個別審査を要する。</p> <p>① 学校教育法第83条の大学を卒業した者(但し、令和5年3月以前に卒業した者)</p> <p>② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者(大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者)及び令和6年3月までに学士の学位を授与される見込みの者</p> <p>③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者(但し、令和5年3月以前に修了した者)</p> <p>④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者(但し、令和5年3月以前に修了した者)</p> <p>⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(但し、令和5年3月以前に修了した者)</p> <p>⑥ 外国の大学その他の外国の学校^{*1)}において、修業年限が3年以上である課程を修了すること^{*2)}により、学士の学位に相当する学位を授与された者(但し、令和5年3月以前に授与された者)</p> <p>*1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。</p> <p>*2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。</p> <p>⑦ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(但し、令和5年3月以前に修了した者)</p> <p>⑧ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>⑨ 学校教育法第102条第2項の規定(飛び級入学)により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの^{※注)}</p> <p>⑩ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で25歳に達したものと及び令和6年3月までに達するもの^{※注)}</p>
<p>※注) 出願資格《一般入学試験》⑩⑪、《社会人入学試験》⑨⑩に該当し出願を希望する者は、資格審査を行います。審査書類受付期間及び提出書類については、5頁「5-(3) 出願資格審査について」をご参照ください。</p>	

3 入学試験日・願書受付期間

秋季（1回）と春季（1回）の2回実施します。

募集区分	入学試験日	願書受付期間*
秋季入学試験	令和5年9月11日(月)	令和5年8月22日(火)～8月24日(木)
春季入学試験	令和6年2月14日(水)	令和6年1月15日(月)～1月18日(木)

※出願資格《一般入学試験》⑩⑪、《社会人入学試験》⑨⑩に該当する者は、資格審査に要する書類提出期間が異なります。5頁「5-(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

4 願書受付時間・場所

◇ 受付時間

午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号（〒814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館6階）

TEL 代表 (092) 871-6631 内線 2913～2916

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

5 出願手続

(1) 提出書類

出願資格《一般入学試験》⑩⑪、《社会人入学試験》⑨⑩に該当する者は、提出書類が異なります。5頁「(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

《一般入学試験》	《社会人入学試験》
① 志願票（本学所定用紙） ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③ 最終出身大学等の成績証明書 ④ 最終出身大学等の卒業または卒業見込証明書 ⑤ 学士の学位証明書又は学位取得見込証明書 ※大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者（見込）のみ。 （出願資格③により出願する者のみ） ⑥ 入学検定料領収書（大学提出） ⑦ 住所シート（本学所定用紙）	①～② 左記に同じ ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ③ 左記に同じ ④ 最終出身大学等の卒業証明書 ⑤ 学士の学位証明書 ※大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者のみ。（出願資格②により出願する者のみ） ⑥～⑦ 左記に同じ ⑧ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し ⑨ 「志望の動機及び目的」200字程度（本学所定用紙）
注1) 出願資格《一般入学試験》④⑤⑦⑨、《社会人入学試験》③④⑥⑧に該当する者で、上記書類のうち提出不可能なものがある場合は、事前に大学院事務課へ相談してください。 注2) 出願資格によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。	

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は1年以内に発行されたもの。

(2) 入学検定料の納入方法

入学検定料	32,000円
-------	---------

入学検定料は、最寄の金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を除く）から本学所定の「振込用紙」に記載された指定金融機関宛に振込んでください。

なお、振込みの際に受取った「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って他の出願書類とともに提出してください。

(注) 自動振込機（ATM）から振込みを行う場合は、氏名の前に「振込用紙」の「整理番号」を必ずご入力ください。振込みを証明できるもの（利用明細票の写し）を指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って提出してください。

(注) インターネットバンキングによる振込みは受付できません。

(3) 出願資格審査について

出願資格《一般入学試験》⑩⑪、《社会人入学試験》⑨⑩に該当し出願を希望する者は、資格審査を行いますので、以下の要領により所定の日時まで審査に要する書類を提出してください。

なお、審査の結果は、審査終了後、本人宛に通知します。

審査の結果、受験資格があると認められた者は、上記「(2) 入学検定料の納入方法」に基づき、入学検定料を指定された日時までに納入し、その「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って大学院事務課へ提出してください。

◇ 提出期間等

秋季志願者：令和5年7月10日（月）～ 7月12日（水）

春季志願者：令和5年12月4日（月）～ 12月6日（水）

◇ 受付時間

午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号（〒814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館6階）

TEL 代表（092）871-6631 内線 2913～2916

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

◇ 提出書類

出願資格《一般入学試験》⑩、《社会人入学試験》⑨による志願者	
◇出願資格《一般入学試験》⑩、《社会人入学試験》⑨の条件 日本の大学から日本の大学院へ飛び級入学した者	
《一般入学試験》	《社会人入学試験》
① 志願票（本学所定用紙） ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③ 出身大学の成績証明書 ④ 在籍期間及び退学年月日が記載された出身大学の証明書 ⑤ 入学年月日が記載された出身大学院の証明書 ⑥ 住所シート（本学所定用紙）	① 志願票（本学所定用紙） ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③～⑤ 左記に同じ ⑥ 住所シート（本学所定用紙） ⑦ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し ⑧ 「志望の動機及び目的」200字程度（本学所定用紙）

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は1年以内に発行されたもの。

出願資格《一般入学試験》⑪, 《社会人入学試験》⑩による志願者	
◇出願資格《一般入学試験》⑪, 《社会人入学試験》⑩の条件 短期大学, 高等専門学校, 専修学校, 各種学校の卒業生, その他の教育施設の修了者であること	
《一般入学試験》	《社会人入学試験》
① 志願票 (本学所定用紙) ※「志願票」裏面の履歴書について ・ 職歴がある者は詳しく記入してください。 ・ 業績がある者は記入してください。(「業績」とは, 著書・研究論文・学会発表・特許, 専門性に係る資格, 実務経験等です。) 資格保有者は, その証明書の写しを提出。 ② 副票・受験票 (本学所定用紙) ③ 最終卒業又は修了学校の成績証明書 ④ 最終卒業又は修了学校の卒業証明書 ⑤ 資格等取得者はその証明書の写し ⑥ 住所シート (本学所定用紙)	①～⑥ 左記に同じ ⑦ 「志望の動機及び目的」200字程度 (本学所定用紙)

注) ・改姓がある場合は, 戸籍抄本をつける。
 ・証明書は1年以内に発行されたもの。

(4) 出願上の注意

- ① 該当する出願資格に記載された条件の内容を必ず確認してください。
- ② 出願書類に不備がある場合は受理しないことがあります。
- ③ 志願票及び副票・受験票の記入について, 以下の事項に注意してください。
 - * 「志望専修科目」の欄には, 専修科目 (38～45頁を参照) の中から1科目を選定し, その専修科目名と担当者1人の氏名を記入してください。
 - * 一般入学試験志願者が「1限目受験科目」欄に記入する受験科目は, 出身学部または大学院修了後の希望進路 (研究者志望) により異なります。「8 試験科目・試験時間」を参照し, 1つの区分を選定したうえで選択した受験科目1科目を記入してください。
 - * 受験科目等の記入漏れがないように注意してください。
- ④ 秋季入学試験で入学定員に達した専修科目は, 春季入学試験を実施しない場合があるので, 春季入学試験の志願者は事前に大学院事務課へ確認してください。
- ⑤ 一度払い込まれた入学検定料及び提出した書類 (論文含む) の返還請求には応じません。
- ⑥ 健康の状況について
 疾病・障がい等により, 受験時および修学上配慮を必要とされる方は, 出願前のできるだけ早い時期に大学院事務課へ相談ください。(症状についての具体的内容が記載された診断書を添えてください。障害者手帳をお持ちの方は, そのコピーも添えてください。)

6 受 験 票

- ※出願手続完了者には, 「受験票」を送付します。
- ※試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。
- ※「受験票」は入学手続完了まで保管してください。

7 試験場・試験会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

- ※ 試験会場については, 試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口 (大学院エントランス) に掲示します。
- ※ 受験者は, 全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

◇公法専攻・民刑事法専攻 共通

(1) 一般入学試験

試験時間	試験科目		
9:00 }	受験上の注意		
9:15 } 10:45	法学部・法学系列の学部・学科出身者 ^(注)	法学部・法学系列以外の学部・学科出身者	研究職志望者 (※出身学部は問わない)
	志望専修科目以外の専門科目 ^(注) または 外国語 (英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)	法 学 または 外国語 (英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)	外国語 (英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択)
11:05 } 12:35	志望専修科目に関する専門科目(※38～45頁を参照)		
14:30 }	面接		

※ 外国語の受験には辞書の持込みを許可します。ただし、電子辞書は除きます。

※ 専門科目の受験には六法(書込み禁止)の持込みを許可します。ただし、判例付き及び電子六法等は除きます。

(注) 法学部または法学系列の学部・学科出身者で「志望専修科目以外の専門科目」を選択された方へ

公法専攻の志願者は「別表1」から、民刑事法専攻の志願者は「別表2」から1科目を選択してください。

別表1	憲法, 行政法, 税法, 民法, 商法, 刑事法, 労働法, 国際法, 経済法, 法社会学, 政治学
別表2	憲法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑事法, 労働法, 経済法, 社会保障法, 国際法, 国際私法, 知的財産法

(2) 社会人入学試験

試験時間	試験科目
9:00～	受験上の注意
9:15～10:45	小論文
11:05～12:35	志望専修科目に関する専門科目 (※38～45頁を参照)
14:30～	面接

※ 専門科目の受験には六法(書込み禁止)の持込みを許可します。ただし、判例付き及び電子六法等は除きます。

9 合格発表

① 合格発表日時

秋季入学試験合格発表	令和5年10月2日(月)午前10時
春季入学試験合格発表	令和6年3月4日(月)午前10時

② 合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には入学手続書類を郵送(簡易書留)します。不合格者への通知はいたしません。

◇ 掲示場所：大学院事務課前(福岡大学 中央図書館6階)

* 福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」(<https://www.grad.fukuoka-u.ac.jp/>)に合格者の受験番号を掲載いたします。

③ 合格に関する電話での問合せには一切応じません。

④ 出願書類及び入学手続書類等に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

10 入学手続

※ 入学手続書類等の説明は、合格通知とともに通知します。

※ 入学申込金・授業料その他諸納入金の納入については「(1) 入学に要する経費等」の学費等納入金表を参照してください。

(1) 入学に要する経費等(博士課程前期)

学費等納入金表

(単位：円)

区 分		本学学部卒業	本学大学院修了	他大学卒業・他大学院修了	備 考	
入学時 納入金	入学申込金(入学金)	100,000	0	100,000	入学年度のみ納入	
	第一期分 学費等納入金	第一期分授業料	235,000	235,000	235,000	毎年度納入
		第一期分教育充実費	60,000	60,000	60,000	
		委託徴収金	3,000	3,000	18,100	
		(小計)	298,000	298,000	313,100	
計	398,000	298,000	413,100			
第二期 払込分	第二期分 学費等納入金	第二期分授業料	235,000	235,000	235,000	毎年度納入
		第二期分教育充実費	60,000	60,000	60,000	
	計	295,000	295,000	295,000		
初年度納入金 合計		693,000	593,000	708,100		

◆上記合計金額のうち、「入学申込金」及び「第一期分学費等納入金」として、下記の金額を所定の期日までに納入してください。(納入期限当日の収納日付印まで有効)

費 目	本学学部卒業	本学大学院修了	他大学卒業・他大学院修了
入 学 申 込 金	100,000	0	100,000
	◇納入期限：秋季入学試験合格者 令和5年10月17日(火) 春季入学試験合格者 令和6年3月13日(水)		
第 一 期 分 学 費 等 納 入 金	298,000	298,000	313,100
	◇納入期限：秋季入学試験合格者・春季入学試験合格者ともに 令和6年3月21日(木)		

※納入期限後はいかなる理由があっても受け付けできません。

※所定の期限までにこれらの手続きを完了してください。

※二年次以降の学費等納入金のうち、「委託徴収金」の金額には多少の変動が生じることがあります。

(2) 入学辞退について

① 合格発表後に入学を辞退する場合は『入学辞退届』を提出してください。

② 入学手続き終了後に入学を辞退する場合は『入学辞退届』を提出した方に限り、入学申込金(入学金)を除く第一期分学費等納入金を返還いたします。

11 そ の 他

◇ 既修得単位認定制度

本学大学院に入学する前に本学大学院及び他の大学院（外国を含む。）において履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科通常委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本学の大学院における授業科目の履修により修得したものと認めることがあります。希望者は、申請条件や申請時期等について、出願前に法学研究科へご確認ください。

◇ 奨学金制度

・日本学生支援機構奨学金と地方公共団体、民間団体が実施している奨学制度があり、広く活用しています。

これらの奨学金には、返還義務のある「貸与型奨学金」や返還義務のない「給付型奨学金」があり、条件もそれぞれ異なっていますので、事前の確認を忘れないようにしてください。

・募集・案内等は、内容に応じて大学院事務課前・中央・各学部事務室の掲示板およびF Uポータルで行います。担当窓口は、学生課の奨学金窓口です。

【貸与型奨学金例（返還義務のあるもの）】

種 類	詳 細
日本学生支援機構の奨学金	<p>第一種奨学金 ・無利子 ・返還免除制度あり</p> <p>人物、学業ともに優れ、経済的理由によって修学困難な学生に対し、日本学生支援機構から貸与される制度です。貸与期間は標準修業年限内です。 なお、収入基準額は、学部学生は家計支持者の収入額ですが、大学院生は本人の収入額です。</p>
	<p>第二種奨学金 ・有利子</p> <p>【入学時特別増額貸与】 1年次において、第一種または、第二種奨学金の貸与を受ける方で、希望者は所定の手続きにより交付初回のみ増額して貸与を申込みることができます。（10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択）</p>
	<p>緊急奨学金 （第一種）/無利子 応急奨学金 （第二種）/有利子</p> <p>家計の急変（主たる家計支持者が失職、破産、事故、病気若しくは死亡又は、火災、風水害の災害等）で奨学金を緊急・応急に必要とする場合（但し、事由発生から1年以内。）に申込みことができます。</p>

上記の内容で不明な点等があれば、学生課奨学金担当に相談してください。

◇ （修士課程・博士課程前期進学予定者対象）特に優れた業績による返還免除内定制度

大学院では、大学院在学中に日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生が、奨学金の貸与期間中に特に優れた業績を挙げたと認められる場合には、貸与奨学金の全額又は半額の返還が免除される、返還免除制度があります。

令和5年度より、修士課程（博士課程前期）へ進学を予定している学部生等を対象に、修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的に「返還免除内定制度」が創設されました。

本制度への申請を希望する場合は、大学院入学前に申請手続きが必要です。対象者の条件や申請手続きを記載した募集要項は「大学院個別サイト」（<https://www.grad.fukuoka-u.ac.jp/>）に掲載いたします。昨年度は1月上旬に掲載しておりますが、掲載時期は早まる可能性があります。

本制度について不明な点等があれば、大学院事務課奨学金担当へお問い合わせください。

【(参考) 日本学生支援機構ホームページ】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsuduki/syushinaitei.html>

※博士課程後期・博士課程進学者を対象とした返還免除内定制度については、入学後に募集を行いますので、対象者へ個別にお知らせいたします。

博士課程後期

《一般入学試験・社会人入学試験》

外国在住者については遠隔入試を行う用意があります。
希望者は大学院事務課まで日本語または英語で問い合わせ
下さい。

博士課程後期

《一般入学試験・社会人入学試験》

1 募集人員

研究科名	専攻名	課程名	標準修業年限	入学定員*
法学研究科	公法専攻	博士課程後期	3年	2名
	民刑事法専攻	博士課程後期	3年	1名

※入学定員には、専攻で実施するすべての入学試験の人員を含みます。

2 出願資格

《一般入学試験》	《社会人入学試験》
<p>次の①～⑨のいずれかの条件に該当する者</p> <p>① 修士の学位を有する者又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する者及び令和6年3月までに取得見込みの者</p> <p>② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに取得見込みの者</p> <p>③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに取得見込みの者</p> <p>④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者</p> <p>⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者</p> <p>⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>⑦ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>⑧ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したものと及び令和6年3月までに達するもの^{※注)}</p> <p>⑨ 法務博士（専門職）の学位を有する者または令和6年3月までに取得見込みの者</p>	<p>次の①～⑨のいずれかの条件に該当する者で、最終学校を卒業・修了・退学した後、入学時に社会人経験3年以上の者</p> <p>① 修士の学位を有する者又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する者（令和3年3月以前に学位を得た者）</p> <p>② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（令和3年3月以前に修士に相当する学位を得た者）</p> <p>③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（令和3年3月以前に修士に相当する学位を得た者）</p> <p>④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者（令和3年3月以前に学位を授与された者）</p> <p>⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者（令和3年3月以前に学位を授与された者）</p> <p>⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</p> <p>⑦ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>⑧ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、27歳に達したものと及び令和6年3月までに達するもの^{※注)}</p> <p>⑨ 法務博士（専門職）の学位を有するもの</p>
<p>※注) 出願資格⑧に該当し出願を希望する者は、資格審査を行います。審査書類受付期間及び提出書類については、15頁「5-(3) 出願資格審査について」をご参照ください。</p>	

3 入学試験日・願書受付期間

春季（1回）のみ実施します。

募集区分	入学試験日	願書受付期間*
春季入学試験	令和6年2月14日（水）	令和6年1月15日（月）～1月18日（木）

※出願資格⑧に該当する方は、資格審査に要する書類提出期間が異なります。15頁「5-(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

4 願書受付時間・場所

◇ 受付時間

午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目 19 番 1 号（〒 814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館 6 階）

TEL 代表（092）871-6631 内線 2913～2916

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日まで必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

5 出願手続

(1) 提出書類

出願資格⑧に該当する者は、提出書類が異なります。15 頁「(3) 出願資格審査について」をご参照ください。

出願資格①～⑦による志願者	
《一般入学試験》	《社会人入学試験》
① 志願票（本学所定用紙） ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③ 出身大学及び出身大学院の成績証明書 ④ 出身大学院の修了又は修了見込証明書 ⑤ 大学院出身者は、修士論文（又はこれに代わるもの）及び論文の要旨 ⑥ 入学検定料領収書（大学提出） ⑦ 住所シート（本学所定用紙） ⑧ 奨学生応募希望調査（本学所定用紙）* ※本学大学院出身者のみ提出	①～③は左記に同じ ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ④ 出身大学院の修了証明書 ⑤～⑦は左記に同じ ⑧ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し
注 1) 出願資格②・③・⑤～⑦に該当する者で、上記書類のうち提出不可能なものがある場合は、事前に大学院事務課へ相談してください。 注 2) 出願資格によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。	

出願資格⑨による志願者	
◇出願資格⑨の条件 法務博士（専門職）の学位を有する者又は令和 6 年 3 月までに取得見込みの者	
《一般入学試験》	《社会人入学試験》
① 志願票（本学所定用紙） ② 副票・受験票（本学所定用紙） ③ 出身大学及び出身法科大学院の成績証明書 ④ 出身法科大学院の修了又は修了見込証明書 ⑤ 専攻する科目に関する研究レポート（8000 字程度） ⑥ 研究計画書（2000 字程度。本学所定用紙・様式 2） ⑦ 入学検定料領収書（大学提出） ⑧ 住所シート（本学所定用紙）	①～③は左記に同じ ①の志願票裏面に職歴がある者は、詳しく記入してください。 ④ 出身法科大学院の修了証明書 ⑤～⑦は左記に同じ ⑧ 専門性に係る資格等取得者は、その証明書の写し

注) ・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・証明書は 1 年以内に発行されたもの。

(2) 入学検定料の納入方法

入学検定料	32,000円
-------	---------

入学検定料は、最寄の金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を除く）から本学所定の「振込用紙」に記載された指定金融機関宛に振込んでください。

なお、振込みの際に受取った「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って他の出願書類とともに提出してください。

（注）自動振込機（ATM）から振込みを行う場合は、氏名の前に「振込用紙」の「整理番号」を必ずご入力ください。振込みを証明できるもの（利用明細票の写し）を指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って提出してください。

（注）インターネットバンキングによる振込みは受付できません。

(3) 出願資格審査について

出願資格⑧に該当し出願を希望する者は、資格審査を行いますので、以下の要領により所定の日時までに審査に要する書類を提出してください。

なお、審査の結果は、審査終了後、本人宛に通知します。

審査の結果、受験資格があると認められた者は、「(2) 入学検定料の納入方法」に基づき、入学検定料を指定された日時までに納入し、その「入学検定料領収書（大学提出）」を、指定の入学検定料領収書貼付台紙に貼って大学院事務課へ提出してください。

◇ 提出期間等 令和5年12月4日（月）～12月6日（水）

◇ 受付時間 午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号（〒814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館6階）

TEL 代表（092）871-6631 内線 2913～2916

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

◇ 提出書類

出願資格⑧による志願者
◇出願資格⑧の条件 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生、その他の教育施設を修了した者。
《一般入学試験・社会人入学試験》
① 志願票（本学所定用紙） ※「志願票」裏面の履歴書について ・ 職歴がある者は詳しく記入してください。 ・ 業績がある者は記入してください。（「業績」とは、著書・研究論文・学会発表・特許、専門性に係る資格、実務経験等です。）
② 副票・受験票（本学所定用紙）
③ 最終卒業又は修了学校の成績証明書
④ 最終卒業又は修了学校の卒業証明書
⑤ 修士論文相当の研究論文又は研究計画書（2000字程度。本学所定用紙・様式2）
⑥ 資格等取得者はその証明書の写し
⑦ 住所シート（本学所定用紙）

注）・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。

・ 証明書は1年以内に発行されたもの。

(4) 出願上の注意

- ① 該当する出願資格に記載された条件の内容を必ず確認してください。
- ② 志願書類に不備がある場合は受理しないことがあります。
- ③ 志願票及び副票・受験票の記入について、以下の事項に注意してください。
 - *「志望専修科目」の欄には、専修科目（50～53頁を参照）の中から1科目を選定し、その専修科目名と担当者1人の氏名を記入してください。
 - *一般入学試験志願者が「1限目受験科目」欄に記入する受験科目は、出願資格によって異なります。「8 試験科目・試験時間」を参照し、出願資格①～⑧の方は受験科目2科目、出願資格⑨の方は受験科目1科目を選択し記入してください。
 - *受験科目等の記入漏れがないように注意してください。
- ④ 一度払い込まれた入学検定料及び提出した書類（論文含む）の返還請求には応じません。
- ⑤ 志望する研究指導科目担当の教員と事前に相談したうえで、出願してください。
- ⑥ 健康の状況について
 疾病・障がい等により、受験時および修学上配慮を必要とされる方は、出願前のできるだけ早い時期に大学院事務課へ相談ください。（症状についての具体的な内容が記載された診断書を添えてください。障害者手帳をお持ちの方は、そのコピーも添えてください。）

6 受 験 票

- ※出願手続完了者には、「受験票」を送付します。
- ※試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。
- ※「受験票」は入学手続完了まで保管してください。

7 試験場・試験会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

- ※ 試験会場については、試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口（大学院エントランス）に掲示します。
- ※ 受験者は、全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

◇公法専攻・民刑事法専攻 共通

試験時間	《一般入学試験》		《社会人入学試験》
	出願資格①～⑧	出願資格⑨	出願資格①～⑨
9:00 }	受験上の注意	受験上の注意	受験上の注意
9:15 } 11:15	外国語 (英語・ドイツ語・フランス語から2科目選択) ただし、外国語1科目を志望専修科目以外の専門科目に代替することができる。	選択科目 志望専修科目以外の専門科目または外国語(英語・ドイツ語・フランス語から1科目選択) 注) 試験時間は9:15～10:45	小論文
11:35 } 13:05	専門科目 【他大学院出身者のみ】 志望専修科目について論文試験を行う。	専門科目 志望専修科目について論文試験を行う。	専門科目 志望専修科目について論文試験を行う。
14:30 }	面接	面接	面接(口頭試験)

- ① 外国語の受験には辞書の持込みを許可します。ただし、電子辞書は除きます。
- ② 専門科目の受験および選択科目（志望専修科目以外の専門科目）の受験には六法（書込み禁止）の持込みを許可します。ただし、判例付き及び電子六法等は除きます。
- ③ 出願資格⑨における志望専修科目以外の専門科目については、志望専修科目に属さない部門の科目のなかで、別表から、随意に選択する科目を受験することを要します。
- ④ 志望専修科目以外の専門科目については、別表から、選択することとします。

別表	憲法，法社会学，政治学，民法，商法，民事訴訟法，国際私法，労働法，社会保障法
----	--

9 合格発表

- ① 合格発表日時

春季入学試験合格発表	令和6年3月4日(月)午前10時
------------	------------------

- ② 合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には入学手続書類を郵送（簡易書留）します。不合格者への通知はいたしません。
◇ 掲示場所：大学院事務課前（福岡大学 中央図書館6階）
* 福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」(<https://www.grad.fukuoka-u.ac.jp/>)に合格者の受験番号を掲載いたします。
- ③ 可否に関する電話での問合せには一切応じません。
- ④ 出願書類及び入学手続書類等に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

10 入学手続

- ※ 入学手続書類等の説明は、合格通知とともに通知します。
- ※ 入学申込金・授業料その他諸納入金の納入については「(1) 入学に要する経費等」の学費等納入金表を参照してください。

(1) 入学に要する経費等(博士課程後期)

学 費 等 納 入 金 表

(単位:円)

区 分		本学学部 卒 業	本学大学院 修 了	他大学卒業・ 他大学院修了	備 考	
入学時 納入金	入学申込金(入学金)	100,000	0	100,000	入学年度のみ納入	
	第 一 期 分 学 費 等 納 入 金	第一期分授業料	200,000	200,000	200,000	毎年度納入
		第一期分教育充実費	60,000	60,000	60,000	
		委託徴収金	3,000	3,000	18,100	
		(小計)	263,000	263,000	278,100	
計	363,000	263,000	378,100			
第二期 払込分	第 二 期 分 学 費 等 納 入 金	第二期分授業料	200,000	200,000	200,000	毎年度納入
		第二期分教育充実費	60,000	60,000	60,000	
	計	260,000	260,000	260,000		
初年度納入金 合計		623,000	523,000	638,100		

◆上記合計金額のうち、「入学申込金」及び「第一期分学費等納入金」として、下記の金額を所定の期日までに納入してください。(納入期限当日の収納日付印まで有効)

費 目	本学学部 卒 業	本学大学院 修 了	他大学卒業・ 他大学院修了	納 入 期 限
入 学 申 込 金	100,000	0	100,000	令和6年3月13日(水)
第 一 期 分 学 費 等 納 入 金	263,000	263,000	278,100	令和6年3月21日(木)

※納入期限後はいかなる理由があっても受け付けできません。

※所定の期限までにこれらの手続きを完了してください。

※二年次以降の学費等納入金のうち、「委託徴収金」の金額には多少の変動が生じることがあります。

(2) 入学辞退について

- ① 合格発表後に入学を辞退する場合は『入学辞退届』を提出してください。
- ② 入学手続き終了後に入学を辞退する場合は『入学辞退届』を提出した方に限り、入学申込金(入学金)を除く第一期分学費等納入金を返還いたします。

11 そ の 他

◇ 既修得単位認定制度・奨学金制度

9頁の「11 その他」を参照してください。

外国人留学生入学試験
《博士課程前期・博士課程後期》

外国在住者については遠隔入試を行う用意があります。
希望者は大学院事務課まで日本語または英語で問い合わせ
下さい。

留学生対象進学説明会

詳細が決まりましたら、福岡大学公式ホームページ内の「大学院
個別サイト」(<https://www.grad.fukuoka-u.ac.jp/>)へ掲載します。

外国人留学生入学試験

《博士課程前期・博士課程後期》

- ◇国内志願者とは、既に日本国に在留している志願者をいいます。
- ◇国外志願者とは、受験のために外国から日本国に来る志願者をいいます。

1 募集人員

博士課程前期については3頁，博士課程後期については13頁をご参照ください。

2 出願資格

《博士課程前期》	《博士課程後期》
<p>次の各号のいずれかの条件に該当する者で、※印の要件を充たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育法第83条の日本の大学を卒業した者及び令和6年3月までに卒業見込みの者 ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者 ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年3月修了見込みの者 ④ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者 ⑤ 外国の大学その他の外国の学校^{*1)}において、修業年限が3年以上である課程を修了すること^{*2)}により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者 <p>*1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。</p> <p>*2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和6年3月までに修了見込みの者 ⑦ 学校教育法第102条第2項の規定（飛び級入学）により日本の大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの^{※注)} ⑧ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと及び令和6年3月までに達するもの^{※注)} <p>※ 在学中の経費支弁能力のある者 ※ 日本語で講義・研究指導を受ける者は、指定された日本語能力がある者。</p>	<p>次の各号のいずれかの条件に該当する者で、※印の要件を充たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本の大学院において、修士の学位を授与された者又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了し文部科学大臣の定める学位を有する者及び令和6年3月までに取得見込みの者 ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者 ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに取得見込みの者 ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者 ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年3月までに授与される見込みの者 ⑥ 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 ⑦ 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものと及び令和6年3月までに達するもの^{※注)} ⑧ 法務博士（専門職）の学位を有する者または令和6年3月までに取得見込みの者 <p>※ 在学中の経費支弁能力のある者 ※ 日本語で講義・研究指導を受ける者は、指定された日本語能力がある者。</p>
<p>※注) 出願資格⑦・⑧に該当し出願を希望する者は、資格審査を行います。</p>	<p>※注) 出願資格⑦に該当し出願を希望する者は、資格審査を行います。</p>

3 入学試験日及び願書（第1次選考書類）受付期間

募集区分			試験日	願書受付期間*
季別	課程	対象者		
秋季 入学試験	博士課程前期	国内志願者	令和5年9月11日(月)	令和5年7月10日(月) ～7月12日(水)
春季 入学試験	博士課程前期 及び 博士課程後期	国外志願者	令和6年2月14日(水)	随時受付(平日のみ) <最終締切日> 令和5年10月31日(火)
		国内志願者		令和5年12月4日(月) ～12月6日(水)

4 願書（第1次選考書類）受付

◇ 受付時間

午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号（〒814-0180）

福岡大学大学院事務課（福岡大学 中央図書館6階）

TEL 代表(092)871-6631 内線2913～2916

※ 郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日まで必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

5 出願手続

(1) 提出書類その他（※国外志願者は出願書類が異なりますので、大学院事務課までお問合せください。）

以下の事項に注意し、必要書類を提出してください。

- * 提出書類は、出願資格により異なります。 該当する提出書類一覧の「博士課程前期」・「博士課程後期」それぞれの欄で、○印の付いた書類はすべて提出してください。
なお、必要に応じ、その他の書類提出を求める場合があります。
- * 本人が記入する書類は、特に指定のない限りすべて日本語で記入してください。
- * 提出書類は、写しを許可されたもの以外、すべて原本を提出してください。（コピーは受付けません。）写しを要するものは、受付時に大学院事務課で写しをとり、原本は返却いたします。
- * 証明書等は、原則として発行日から3ヵ月以内のものを提出してください。
- * 母国語で作成された書類には、和文または英文の翻訳文を添付してください。

出願資格：博士課程前期①～⑥及び博士課程後期①～⑥による志願者《国内志願者》		
提出書類	博士課程前期	博士課程後期
1. 志願票 <u>外国人留学生用</u> （本学所定用紙）	○	○
2. 副票・受験票（本学所定用紙）	○	○
3. 成績証明書 ・博士課程前期志願者は、出身大学等の成績証明書 ・博士課程後期志願者は、出身大学及び出身大学院の成績証明書 ※ 詳細は、p.30で確認してください。	○	○

4. 卒業・修了に関する証明 ・博士課程前期志願者は、出身大学等の卒業証明書又は卒業見込証明書 ・博士課程後期志願者は、出身大学院の修了証明書又は修了見込証明書 ※詳細は、p. 30 で確認してください。	○	○
5. 卒業論文（日本語に訳されたもの）又はこれに代わるもの （日本語で書かれた研究論文、研究計画書等）	該当者 のみ	
6. 他大学院出身者は、日本語で書かれた修士論文（又は、これに代わるもの）		該当者 のみ
7. 研究計画書（本学所定用紙、様式1） ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。（ワープロ作成のものは不可）	○	○
8. 志望理由書（本学所定用紙） ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。（ワープロ作成のものは不可）	○	○
9. 日本語能力証明 次の①～④で該当するいずれか1つを提出してください。 ①（財）日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1 またはN2（2009年以前の受験生は、1級または2級）の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし、過去2年間に於いて実施された試験のいずれかにおいて、聴解・聴読解・読解の合計が200点以上の成績を得ていること。 ③ 日本の大学を卒業（卒業見込）又は日本の大学院を修了（修了見込）の者で、上記①又は②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」（本学所定用紙） ^{※注} ④ 文部科学省の大学推薦及び大使館推薦による国費外国人留学生で、上記①または②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」（本学所定用紙） ^{※注} ※注）③・④の「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	○	○
10. 経費支弁計画書（本学所定用紙）	○	○
11. 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 （「経費支弁計画書」の収入を立証する書類） 次の①・②（全員提出）と③～⑥で該当するものを全て提出してください。 ① 志願者名義の預金残高証明書（日本円又はUSドルによるもの） ② 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。（A4サイズ 書式は自由） ※ 郵送の場合は、必要な部分の全てのページの写し ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国（本国の親族等）からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書（本学所定用紙） ^{※注} ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書（本学所定用紙） ^{※注} ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注）⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。	○	○
12. 住民票（マイナンバーの記載がないもの） ※ 市町村区役所発行のもので、在留カードNo.（又は外国人登録番号）・在留資格・在留期限が明記されたもの	○	○
13. 日本国内の大学で研究歴がある者は、その証明書	該当者 のみ	該当者 のみ
14. 住所シート（本学所定用紙）	○	○
15. パスポート（大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。） ※ 郵送の場合は、氏名・国籍・パスポート番号・顔写真が記載されているページの写し	○	○
16. 提出書類チェックリストA（本学所定用紙）	○	○

出願資格：博士課程前期⑦による志願者《国内志願者》	
◇博士課程前期：出願資格⑦の条件 日本の大学から日本の大学院へ飛び級入学した者であること。	
提出書類	博士課程前期
1. 志願票 外国人留学生用 (本学所定用紙)	○
2. 副票・受験票 (本学所定用紙)	○
3. 出身大学の成績証明書	○
4. 在籍期間及び退学年月日が記載された出身大学の証明書	○
5. 入学年月日が記載された出身大学院の証明書	○
6. 研究計画書 (本学所定用紙, 様式1) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	○
7. 志望理由書 (本学所定用紙) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	○
8. 日本語能力証明 次の①～③で該当するいずれか1つを提出してください。 ① (財)日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1またはN2 (2009年以前の受験生は, 1級または2級)の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし, 過去2年間に於いて実施された試験のいずれかにおいて, 聴解・聴読解・読解の合計が200点以上の成績を得ていること。 ③ 上記①又は②の書類提出が不可能な場合は, 「日本語能力認定書」(本学所定用紙) ^{※注} ※ 「日本語能力認定書」は日本語講師, 日本政府の在外公館員, その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	○
9. 経費支弁計画書 (本学所定用紙)	○
10. 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 (「経費支弁計画書」の収入を立証する書類) 次の①・②(全員提出)と③～⑥で該当するものを全て提出してください。 ① 志願者名義の預金残高証明書(日本円又はUSドルによるもの) ② 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は, その理由書を添付してください。(A4サイズ 書式は自由) ※ 郵送の場合は, 必要な部分の全てのページの写し ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国(本国の親族等)からの送金を受ける場合は, 送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙) ^{※注} ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は, 送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙) ^{※注} ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注) ⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は, 和文又は英文の翻訳文を添付してください。	○
11. 住民票(マイナンバーの記載がないもの) ※ 市町村区役所発行のもので, 在留カードNo.(又は外国人登録番号)・在留資格・在留期限が明記されたもの	○
12. 日本国内の大学で研究歴がある者は, その証明書	該当者のみ
13. 住所シート (本学所定用紙)	○
14. パスポート(大学院事務課で写しをとりましますので, 原本を持参願います。) ※ 郵送の場合は, 氏名・国籍・パスポート番号・顔写真が記載されているページの写し	○
15. 提出書類チェックリストB (本学所定用紙)	○

出願資格：博士課程前期⑥及び博士課程後期⑦による志願者 《国内志願者》		
◇出願資格：博士課程前期⑥及び博士課程後期⑦の条件 短期大学，高等専門学校，専修学校，各種学校の卒業生，その他の教育施設の修了者であること。（博士課程後期志願者には，大学卒業者を含む。）		
提出書類	博士課程前期	博士課程後期
1. 志願票「外国人留学生用」（本学所定用紙） ※ 「志願票」裏面について ・ 職歴または研究歴がある者は記入してください。 ・ 業績（著書・研究論文・学会発表・特許）がある者は「資格・賞罰等」の欄に記入してください。なお，審査の結果，受験資格があると認められた場合は，業績（現物）を提出してください。 ・ 専門性に係る資格及び実務経験がある者は「資格・賞罰等」の欄に記入してください。（資格保有者は，その証明書の写しを添付してください）	○	○
2. 副票・受験票（本学所定用紙）	○	○
3. 最終卒業又は修了学校の成績証明書 ※ 詳細は，p. 30 で確認してください。	○	○
4. 最終卒業又は修了学校の卒業証明書 ※ 詳細は，p. 30 で確認してください。	○	○
5. 研究計画書（本学所定用紙，様式1） ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。（ワープロ作成のものは不可）	○	○
6. 志望理由書（本学所定用紙） ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。（ワープロ作成のものは不可）	○	○
7. 修士論文相当の研究論文（日本語で書かれたもの）		該当者のみ
8. 日本語能力証明 次の①～④で該当するいずれか1つを提出してください。 ① （財）日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1 またはN2（2009年以前の受験生は，1級または2級）の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし，過去2年間において実施された試験のいずれかにおいて，聴解・聴読解・読解の合計が200点以上の成績を得ていること。 ③ 日本の大学を卒業又は卒業見込の者で，上記①又は②の書類提出が不可能な場合は，本学所定の「日本語能力認定書」※注 ④ 文部科学省の大学推薦及び大使館推薦による国費外国人留学生で，上記①または②の書類提出が不可能な場合は，「日本語能力認定書」（本学所定用紙）※注 ※注）③・④の「日本語能力認定書」は日本語講師，日本政府の在外公館員，その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	○	○
9. 経費支弁計画書（共通所定用紙）	○	○

<p>10. 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 (「経費支弁計画書」の収入を立証する書類) 次の①・②(全員提出)と③～⑥で該当するものを全て提出してください。 ① 志願者名義の預金残高証明書(日本円又はUSドルによるもの) ② 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。(A4サイズ 書式は自由) ※ 郵送の場合は、必要な部分の全てのページの写し ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国(本国の親族等)からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)^{※注)} ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)^{※注)} ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注) ⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。</p>	○	○
<p>11. 住民票(マイナンバーの記載がないもの) ※ 市町村区役所発行のもので、在留カードNo(又は外国人登録番号)・在留資格・在留期限が明記されたもの</p>	○	○
<p>12. 日本国内の大学で研究歴がある者は、その証明書</p>	該当者のみ	/
<p>13. 大学・研究所等の研究歴証明書又は研究業績 (研究一覧表・著書・論文等)</p>	/	該当者のみ
<p>14. 住所シート(本学所定用紙)</p>	○	○
<p>15. パスポート(大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。) ※ 郵送の場合は、氏名・国籍・パスポート番号・顔写真が記載されているページの写し</p>	○	○
<p>16. 提出書類チェックリストC(本学所定用紙)</p>	○	○

出願資格：博士課程後期⑧による志願者《国内志願者》	
提出書類	博士課程後期
1. 志願票 <u>外国人留学生用</u> (本学所定用紙)	○
2. 受験票・副票 (本学所定用紙)	○
3. 出身大学及び出身法科大学院の成績証明書 ※ 詳細は、p. 30 で確認してください。	○
4. 出身法科大学院の修了又は修了見込証明書	○
5. 専攻する科目に関する研究レポート (8000 字程度) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	○
6. 研究計画書 (2000 字程度 本学所定用紙・様式 2) ※ 日本語で志願者本人の自筆によるもの。(ワープロ作成のものは不可)	○
7. 日本語能力証明 次の①～③で該当するいずれか1つを提出してください。 ① (財)日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1 または N2 (2009 年以前の受験生は、1 級または 2 級) の合格認定書 ② 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書 ※ ただし、過去 2 年間に於いて実施された試験のいずれかにおいて、聴解・聴読解・読解の合計が 200 点以上の成績を得ていること。 ③ 上記①又は②の書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」(本学所定用紙) ^{※注} ※ 「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。	○
8. 経費支弁計画書 (本学所定用紙)	○
9. 1 年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類 (「経費支弁計画書」の収入を立証する書類) 次の①・②(全員提出)と③～⑥で該当するものを全て提出してください。 ① 志願者名義の預金残高証明書(日本円又はUSドルによるもの) ② 当該預金の過去 1 年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物 ※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。(A4 サイズ 書式は自由) ※ 郵送の場合は、必要な部分の全てのページの写し ③ 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し ④ 入学年 4 月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書 ⑤ 外国(本国の親族等)からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙) ^{※注} ⑥ 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙) ^{※注} ※ 印鑑は実印を使用してください。 ※注) ⑤・⑥の「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。	○
10. 住民票(マイナンバーの記載がないもの) ※ 市町村区役所発行のもので、在留カードNo(又は外国人登録番号)・在留資格・在留期限が明記されたもの	○
11. 日本国内の大学で研究歴がある者は、その証明書	該当者のみ
12. 住所シート (本学所定用紙)	○
13. パスポート (大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。) ※ 郵送の場合は、氏名・国籍・パスポート番号・顔写真が記載されているページの写し	○
14. 提出書類チェックリスト D (本学所定用紙)	○

(2) 第1次選考(書類審査)と第2次選考検定料(入学検定料)

- ① 提出された書類について第1次選考を行い、その結果を通知します。
- ② 第1次選考の結果、受験資格があると認められた者は、所定の期日までに第2次選考検定料を納入してください。納入方法に関する詳細は、第1次選考書類の提出時に別途指示します。

第2次選考検定料(入学検定料)	30,000円
-----------------	---------

(3) 出願上の注意

- ① 該当する出願資格に記載された条件の内容を必ず確認してください。
- ② 出願書類に不備がある場合は受理できません。
- ③ 志願票及び副票・受験票の記入について、以下の事項に注意してください。
 - *「志望専修科目」の欄には、博士課程前期の志願者は38～45頁の専修科目から、また、博士課程後期の志願者は50～53頁の研究指導科目から1科目を選定し、その科目名と担当者1人の氏名を記入してください。
 - *「1限目受験科目」欄に記入する受験科目は、「8 試験科目・試験時間」を参照し、1科目を選択し記入してください。
 - *受験科目等の記入漏れがないように注意してください。
- ④ 博士課程前期の学生募集について、秋季入学試験で入学定員に達した専修科目は春季入学試験を実施しない場合がありますので、春季志願者は事前に確認してください。
- ⑤ 出願手続等に関する照会は、原則として志願者本人が行ってください。
- ⑥ 出願書類の提出は、受付時に確認事項があるので、特別な理由がない限り窓口を持参してください。(国外志願者以外)
なお、国外志願者については、日本国内在住の知人を通じて行ってもかまいません。
- ⑦ 一度払い込まれた第2次選考検定料(入学検定料)及び提出した書類(論文含む)の変更及び返還請求には応じません。
- ⑧ 健康の状況について
疾病・障がい等により、受験時および修学上配慮を必要とされる方は、出願前のできるだけ早い時期に大学院事務課へ相談ください。症状についての具体的内容が記載された診断書や障害者手帳のコピーを追加で提出してください。

6 受験票及び受験許可書

※出願手続完了者には、「受験票」を送付します。また、国外志願者には「受験許可書」^{注)}を発行し、併せて送付します。

※試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。

※「受験票」は入学手続完了まで保管してください。

注) 受験許可書は、国外志願者が来日受験するために、志願者本人が本国において行なう出入国手続(受験を目的とする短期滞在ビザの取得)に便宜をはかるため発行するものです。

7 試験場・試験会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

※ 試験会場については、試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口(大学院エントランス)に掲示します。

※ 受験者は、全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

◇公法専攻・民刑事法専攻 共通

《博士課程前期》		《博士課程後期》	
時間	試験科目等	時間	試験科目等
9:00)	受験上の注意	9:00)	受験上の注意
9:15) 10:45	外国語 英語・ドイツ語・フランス語・日本語 から1科目選択 ^(※注)	9:15) 11:15	外国語 英語・ドイツ語・フランス語・日本語 から1科目選択 ^(※注)
11:05) 12:35	志望専修科目に関する専門科目 (※38～45頁を参照)	11:35) 13:05	志望専修科目に関する専門科目 (※50～53頁を参照)
14:30)	面接	14:30)	面接

※注 母国語以外のものを選択することとします。

※注 日本語による外国語の試験は、ヒアリングを課すことがあります。

- ① 日本語を除く外国語の受験には辞書の持込を許可します。ただし、電子辞書は除きます。
- ② 専門科目の受験には六法（書込み禁止）の持込みを許可します。ただし、判例つき及び電子六法等は除きます。

9 合格発表

- ① 合格発表日時

秋季入学試験合格発表	令和5年10月2日(月)午前10時
春季入学試験合格発表	令和6年3月4日(月)午前10時

- ② 合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には入学手続書類を郵送（簡易書留）します。不合格者への通知はいたしません。

◇ 掲示場所：大学院事務課前（福岡大学 中央図書館6階）

* 福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」(<https://www.grad.fukuoka-u.ac.jp/>)に合格者の受験番号を掲載いたします。

- ③ 可否に関する電話での問合せには一切応じません。
- ④ 出願書類及び入学手続書類等に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

10 入学手続

※ 入学手続の詳細は、博士課程前期は8頁、博士課程後期は17頁の「10 入学手続」を参照してください。

〈外国人留学生 卒業/修了（見込）証明書、成績証明書、学位取得証明書について〉

- ・全ての証明書は、日本語又は英語で作成された原本であること。日本語・英語以外の言語で作成されたものは、日本語または英語の翻訳文を原本のコピーに添付して提出すること。
- ・卒業・修了に関する証明書に学位に係る記載がない場合は、学位の取得又は取得見込みを立証する書類の原本を提出すること。
- ・提出された証明書の原本は返却しません。
※原本を提出できない場合は、Certified true copy（証書の原本から正しく複製されたものであることを証明した公証書）を提出すること。

〈中国の教育機関出身の志願者へ〉

中国の教育機関出身者は、下記の認証機関において認証した「中国語版電子報告書」（学位・学歴・成績）を提出してください。

【学位取得証明書】

学位（学士号）の「認証報告」（中国語版電子報告書）

『中国高等教育学生信息网（CHSI）』（<https://www.chsi.com.cn>）が認証したもの

中国高等教育学歴認証報告（中国語版電子報告書）

『中国高等教育学生信息网（CHSI）』（<https://www.chsi.com.cn>）が認証したもの

【成績証明書】

中国高等学校学生成績検証報告（中国語版電子報告書）

『中国高等教育学生信息网（CHSI）』（<https://www.chsi.com.cn>）が認証したもの

認証機関以外からの認証結果は一切受け取りません。志願者本人または代理人が受信した電子認証報告メールの転送は無効となります。願書受付期間の最終日（必着）までに、福岡大学大学院事務課のメールアドレス（gakuin@adm.fukuoka-u.ac.jp）に認証結果が直接送付されるように手続きを行ってください。

資格特別配慮入学試験
《博士課程前期・博士課程後期》

外国在住者については遠隔入試を行う用意があります。
希望者は大学院事務課まで日本語または英語で問い合わせ
下さい。

法学研究科では、社会人対応の夜間の講義を開講しています。

資格特別配慮入学試験 《博士課程前期・博士課程後期》

1 募集人員

博士課程前期は3頁、博士課程後期は13頁の「1 募集人員」を参照してください。

2 出願資格

《博士課程前期》

資格特別配慮入学試験の出願資格は、本学または他大学の法学部もしくは、法学部に準ずる学部(法学科、法学コース等を有する)の卒業生または令和5年3月卒業見込みの者で、次のいずれかを満たす者であることを要します。

- ① 税理士試験科目の1科目以上の合格者
- ② 司法書士試験合格者
- ③ 不動産鑑定士試験第2次試験の合格者
- ④ 公認会計士試験第2次試験短答式の合格者
- ⑤ 弁理士試験短答式試験の合格者
- ⑥ 社会保険労務士試験の合格者
- ⑦ 行政書士試験の合格者

《博士課程後期》

資格特別配慮入学試験の出願資格は、次のいずれかを満たす者であることを要します。

- ① 司法試験に合格し司法修習を修了した者
- ② 弁理士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、社会保険労務士または行政書士の資格を有し、実務経験3年以上を有する者で、修士の学位を有する者

3 入学試験日・願書受付期間

博士課程前期は4頁、博士課程後期は13頁の「3 入学試験日・願書受付期間」、外国人留学生は22頁の「3 入学試験日及び願書(第1次選考書類)受付期間」を参照してください。

4 願書受付時間・場所

◇ 受付時間

午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

◇ 受付場所・問合せ先

福岡市城南区七隈八丁目19番1号(〒814-0180)

福岡大学大学院事務課(福岡大学 中央図書館6階)

TEL 代表(092)871-6631 内線2913～2916

※郵送の場合は、書留郵便とし受付最終日までに必着とします。

封筒の表には、「法学研究科出願書類在中」と朱書きしてください。

5 出願手続

(1) 提出書類(博士課程前期)

- ① 志願票(本学所定用紙)
※「志願票」裏面の履歴書について、出願要件を満たす資格を記入してください。
- ② 副票・受験票(本学所定用紙)
- ③ 出身大学の成績証明書
- ④ 出身大学の卒業または卒業見込証明書

- ⑤ 出願要件を証明する証書の写し
- ⑥ 入学検定料領収書 (大学提出)
- ⑦ 住所シート (本学所定用紙)
- ⑧ 奨学生応募希望調査 (本学所定用紙)

※ 外国人留学生は、上記①～⑦の他、以下の書類⑨～⑮についても提出してください。

- ⑨ 研究計画書 (本学所定用紙 様式1)
- ⑩ 志望理由書 (本学所定用紙)

*日本語で自筆により作成してください。(ワープロ作成のものは不可)

*志望の動機及び目的を400字～800字程度にまとめてください。

- ⑪ 日本語能力証明

次のa～cで該当するいずれか1つを提出してください。

- a. (財)日本国際教育支援協会又は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」N1またはN2(2009年以前の受験生は、1級または2級)の合格認定書
- b. 日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の「日本語」の成績通知書
※ただし、過去2年間において実施された試験のいずれかにおいて、聴解・聴読解・読解の合計が200点以上の成績を得ていること。
- c. 上記a又はbの書類提出が不可能な場合は、「日本語能力認定書」(本学所定用紙)
※「日本語能力認定書」は日本語講師、日本政府の在外公館員、その他適当と思われる者に記入を依頼してください。

- ⑫ 経費支弁計画書 (本学所定用紙)

- ⑬ 1年分の学費・生活費の支払能力があることを証明する書類

(「経費支弁計画書」の収入を立証する書類)

次のa・b(全員提出)とc～fで該当するものを提出してください。

- a. 志願者名義の預金残高証明書(日本円又はUSドルによるもの)
- b. 当該預金の過去1年間の入出金の経緯が明らかになる預金通帳等の現物
※ 提出不可能な場合は、その理由書を添付してください。(A4サイズ 書式は自由)
※ 郵送の場合は、必要な部分の全てのページの写し
- c. 「資格外活動許可書」を取得している者はその写し
- d. 入学年4月以降に奨学金受給が決定している者は奨学金受給証明書
- e. 外国(本国の親族等)からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)^{※注)}
- f. 在日する親族等からの送金を受ける場合は、送金者本人が自筆により作成した経費支弁書(本学所定用紙)^{※注)}
※ 印鑑は実印を使用してください。

※注) e・fの「経費支弁書」が母国語で作成されている場合は、和文又は英文の翻訳文を添付してください。

- ⑭ 住民票(マイナンバーの記載がないもの)

※市町村区役所発行のもので、在留カードNo.(又は外国人登録番号)・在留資格・在留期限が明記されたもの

- ⑮ パスポート(大学院事務課で写しをとりますので、原本を持参願います。)

※郵送の場合は、氏名・国籍・パスポート番号・顔写真が記載されているページの写し

提出書類（博士課程後期）

- ① 志願票（本学所定用紙）
※「志願票」裏面の履歴書について、出願要件を満たす資格及び実務経験年数を詳しく記入してください。
- ② 受験票・副票（本学所定用紙）
- ③ 最終学校の成績証明書
※修士の学位を有し、大学を卒業している者は、大学の成績証明書も提出すること。
- ④ 最終学校の修了又は修了見込証明書
- ⑤ 出願要件を証明する証書の写し
- ⑥ 専攻する科目に関する研究レポート（8000字程度）
- ⑦ 研究計画書（2000字程度、本学所定用紙 様式2）
- ⑧ 修士論文（該当者のみ）
- ⑨ 入学検定料領収書（大学提出）
- ⑩ 住所シート（本学所定用紙）
- ⑪ 奨学生応募希望調査（本学所定用紙）

※ 外国人留学生は、上記①～⑩の他、博士課程前期の提出書類⑩～⑮についても提出してください。

注）・改姓がある場合は、戸籍抄本をつける。
・証明書は1年以内に発行されたもの。

(2) 入学検定料の納入方法

入学検定料	(一般学生・社会人)	32,000円
	(外国人留学生)	30,000円

博士課程前期は5頁、博士課程後期は15頁の「(2) 入学検定料の納入方法」、外国人留学生は28頁の「(2) 第1次選考（書類審査）と第2次選考検定料（入学検定料）」を参照してください。

(3) 出願上の注意

博士課程前期は6頁、博士課程後期は16頁の「(4) 出願上の注意」、外国人留学生は28頁の「(3) 出願上の注意」を参照してください。

6 受 験 票

- ※ 出願手続完了者には、「受験票」を送付します。
- ※ 試験日の5日前までに到着しない場合は大学院事務課へ連絡してください。
- ※ 「受験票」は入学手続完了まで保管してください。

7 試験場・試験会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

- ※ 試験会場については、試験日当日の午前8時30分に中央図書館西側1階入口（大学院エントランス）に掲示します。
- ※ 受験者は、全員午前9時までに試験会場に集合してください。

8 試験科目・試験時間

(1) 試験科目

書類選考及び面接試験を実施します。

(2) 面接日時

募集区分	入学試験(面接)日時
秋季入学試験《博士課程前期》	令和5年9月11日(月)午後2時30分～
春季入学試験《博士課程前期・博士課程後期》	令和6年2月14日(水)午後2時30分～

※受験生は、午後2時15分までに指定された面接控室に集合してください。

9 合格発表

① 合格発表日時

秋季入学試験合格発表	令和5年10月2日(月)午前10時
春季入学試験合格発表	令和6年3月4日(月)午前10時

② 合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には入学手続き書類を郵送(簡易書留)します。不合格者への通知はいたしません。

◇ 掲示場所：大学院事務課前 (福岡大学 中央図書館6階)

* 福岡大学公式ホームページ内の「大学院個別サイト」(<https://www.grad.fukuoka-u.ac.jp/>)に合格者の受験番号を掲載いたします。

③ 可否に関する電話での問合せには一切応じません。

④ 出願書類及び入学手続き書類等に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。

10 入学手続

※ 入学手続の詳細は、博士課程前期は8頁、博士課程後期は17頁の「10 入学手続」を参照してください。

11 その他

◇ 既修得単位認定制度・奨学金制度

9頁の「11 その他」を参照してください。

博士課程前期

募集専修科目と担当者，授業科目と授業内容及び履修方法

公 法 専 攻

授業科目, 単位及び担当者

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	憲 法	憲 法 研 究	8 准教授 城 野 一 憲	修士論文の作成のために必要な文献・判例調査の手法や、法学論文の書き方、比較法研究の方法に関する指導を行う。初年次に文献・判例講読を通じて基礎的なスキルを身に付け、2年次の冒頭までに修士論文のテーマを決定できるようにすることを目指す。具体的な内容については受講生と相談の上で決定する。
			4 教 授 博 士 (法 学) 春 名 麻 季	憲法の個別論点について、比較法的視点から受講生各自の興味・関心に応じて検討する。比較法的視点としては、ドイツ憲法・基本権論を中心に個々の関心に従い、その内容について修士論文が執筆できるように指導・検討する。なお、ドイツ憲法・基本権論を検討するためには、EU法の基本知識も必要となるため、その検討もあわせて行う。
		憲 法 講 義 I	4 准教授 城 野 一 憲	この授業では、アメリカ憲法学の憲法訴訟に関する文献を講読する。受講者とも相談の上で、ロー・レビューや学術書などの英語文献や、アメリカ合衆国最高裁判所の判例の講読も取り入れる場合がある。授業の内容は、指定された文献や判例についての報告をもとにした討論や理論的な検討が中心となる。
		憲 法 講 義 IV	4 教 授 博 士 (法 学) 春 名 麻 季	日本の最高裁で取り上げられた重要な憲法問題・憲法事件を中心に、そこで論じられた憲法規範の内容を理解できるように解説する。なお、判例研究を中心に講義することから、民事訴訟・刑事訴訟・行政事件訴訟のしくみを理解していることを前提に講義の内容を受講生と相談の上決定する。
	行 政 法	行 政 法 研 究	8 准教授 博 士 (法 学) 田 中 孝 和	行政と私人との紛争の解決につき、行政訴訟や行政不服審査について検討するとともに、代替的紛争解決(たとえば、オンブズマン、調停、様々な苦情処理制度)について検討をしたい。
		行 政 法 講 義 I	4 准教授 博 士 (法 学) 田 中 孝 和	行政救済法における諸問題について、あらかじめ提示する文献及び判例をもとに検討することとした。受講者には割り当てられた文献等につき報告をしてもらいその後、全員で検討を行う。余裕があれば、行政相談などの苦情処理制度についても扱いたいと考えている。
		行 政 法 講 義 III	4 教 授 折 登 美 紀	大学で得た行政法理論及び判例に関する知識を基に、大学院では、より多面的かつ深く行政法を研究していく。行政法の主要判例を素材に、受講生による報告と論点の検討を行う。さらに、受講生は、自分の研究テーマを設定し、報告すること。受講生の報告に対して、担当者(教員)が、質問をするという形式で進めていく。
	税 法	税 法 研 究	8 准教授 博 士 (法 学) 芳 賀 真 一	租税法に関する修士論文を二年間で作成することを目標とする。まず、租税法の基本的な考え方を習得し、分析方法の習得、資料収集、整理、報告等を行う。ある程度の学習が進んだところで、受講生の希望に応じて論文のテーマを決定する。
		税 法 講 義 II	4	租税法、主に所得税法と法人税法を扱う。租税法の基礎を学習するとともに、租税法の分析能力を養うことを目標とする。租税法のルールがどのようなアイデアで設計されているのか、そのルールがどのような問題を生み出しているのか、その問題をどのように解決したらよいかを議論する。教科書、判例、論文等を用いて、ゼミ形式で授業を行うことを考えている。
	国 際 法	国 際 法 研 究	8 講 師 博 士 (国 際 経 済 法 学) 萩 原 一 樹	この授業では、受講者の修士論文の作成、完成を目指す。受講生は、修士論文のテーマを決定し、適切な研究計画を作り上げ、修士論文の論題に関する報告を行う。受講生は、報告に対する質疑応答と担当教員からの助言を基に、修士論文のテーマに関して考察を深める。報告と質疑応答を繰り返し、修士論文の骨格を作り上げる。

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容	
主 要 科 目	国 際 法	国 際 法 講 義 Ⅱ	教 授 山 下 恭 弘	国際法の基本事項を確認し、先例を紹介しながら国際法の現実の適用を講義する。国際人権法、国際人道法、国際刑事法にかかわる諸問題の講義を予定しているが、受講者の希望によりその他の問題を扱うこともある。受講者には適宜報告を求める。講義と受講者の報告、質疑応答を繰り返しながら、国際法の主要論点を明らかにする。	
		国 際 法 講 義 Ⅲ	講 師 博 士 (国際経済法学) 萩 原 一 樹	国際社会が緊密化するとともに、国際法が取り扱う問題事項も拡大し、深化しています。このため、国内法の各分野を専攻する学生にとっても、国際法を学ぶ重要性は高まっています。この授業では、担当教員による講義と受講者による報告を交えながら、国際法の主要な論点についてより深く掘り下げて理解することを目指します。	
	経 済 法	経 済 法 研 究	8	教 授 大 橋 敏 道	競争政策を中心とした我が国の経済政策について、法的観点から検討することを目的とする。内容は独占禁止法が中心となる予定であるが、その他の経済政策についても可能な限り検討を行いたい。
		経 済 法 講 義 Ⅰ	4	教 授 屋 宮 憲 夫	独占禁止法についての基礎的研究及びその運用についての審判・判例研究を行う。個別的な内容については受講者と相談して決める。
		経 済 法 講 義 Ⅱ		教 授 大 橋 敏 道	本講義は、経済法の主要法規である独占禁止法について事例研究を通じて理解することを主たる目的、また、各種の事業法と独禁法との関係性について把握することを副次的目的とする。具体的内容としては、指定テキストの該当箇所について、受講生と教員が質疑応答を行う演習方式を予定している。
	法 社 会 学	法 社 会 学 研 究	8	教 授 博 士 (法学) 小 佐 井 良 太	法社会学分野の修士論文作成に必要な研究指導を行う。まずは基礎的な内容の文献を幅広く講読しながら、論文のテーマ設定に向けて必要な指導と助言を行う。次に、受講者の設定したテーマ・問題関心を深め発展させる目的で関連文献の丁寧な講読を重ね、文献・資料の収集方法や研究手法等についても必要な指導を行う。最終的に受講者との間で十分な議論と検討を重ねて、水準を満たした修士論文の完成を目指す。
		法 社 会 学 研 究 講 義	4		本講義は、受講者が大学院博士前期課程レベルの法学研究を進めて行く上で必要かつ有用な法社会学の基礎的知識と理解の習得を目的とする。多様な広がりを持つ法社会学分野の諸領域・全体像を把握すべく、法社会学分野のスタンダードな内容を扱ったテキストを講読する。受講者に法社会学分野の学問的魅力に触れる機会を提供するとともに、法学研究において法を広く社会とのかかわりで捉えることの重要性を示したい。
	政 治 学	政 治 学 研 究	8	教 授 博 士 (法学) 櫛 田 久 代	政治学分野の修士論文作成に向けて研究指導をします。関心のあるテーマをどのように問題設定へと発展させていくのが、論文作成の基本です。取り上げる問題が意味のあるものでありかつ執筆可能であるかを知るためには、先行研究の把握、関連文献の講読をおろそかにできません。授業では、リサーチの方法、文献講読を含め、論文の執筆指導を行います。
				教 授 博 士 (法学) 廣 澤 孝 之	修士論文のテーマ設定を助けるとともに、その研究テーマに関する文献・資料を講読することで、論文作成へ向けての基本的作業を指導・支援することにした。
				教 授 博 士 (法学) 東 原 正 明	この授業では、政治学に関する修士論文の作成を目標とし、そのための論文指導を行います。テーマを設定して必要となる文献や資料を収集し、それらを読み込んで論文としてまとめる作業には多くの困難が伴います。この困難を乗り越えて論文を完成させるため、関連文献の講読、報告と質疑などを通じて助言を行います。
教 授 博 士 (法学) 菅 原 和 行				この授業では修士論文を執筆するための指導を行います。テーマ設定の段階では、受講者の関心を聞いたうえで関連する基本文献を講読し、具体的な問題意識に繋げていきます。その後、論文執筆に必要な基礎知識や、文献調査・フィールドワークの方法などを学んだうえで、受講者自身が調査・研究を実践し、進捗状況の報告を複数回行います。最終的には、指導教員による助言を受けながら修士論文の完成を目指します。	

部 門		授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	政 治 学	政 治 学 講 義 I	4	教 授 博 士 (法 学) 櫛 田 久 代	アメリカ政治を扱った基本文献を通読することで、大統領制度について多方面から学ぶだけでなく、議会政治、二大政党制、利益集団等現代アメリカ政治の動向を含め、政治学的知識を深めることを目的としています。授業は、毎回報告者による発表を基にした演習形式で行います。各期末にレポートの提出を通して学修内容の理解を深めます。
		政 治 学 講 義 II		教 授 博 士 (法 学) 廣 澤 孝 之	現代政治理論の基礎的理解に資することを目的とする。テキストとして、政治学の基礎理論に関する日本語及び英語の文献を使用する。受講者には定期的にレポートの提出を求めることで、理解の定着を図ることにしたい。
		政 治 学 講 義 III	4	教 授 博 士 (法 学) 東 原 正 明	この授業では、ヨーロッパを中心とした先進各国の政治について比較政治学の立場から学び、現代政治の実態把握を行います。具体的には、テキスト(日本語文献)を指定し、受講生が各章の内容に関して報告と質疑を行うことにより、演習形式で進めることを予定しています。詳細については、受講生の関心も踏まえながら相談の上で決定することとします。
		政 治 学 講 義 IV		教 授 博 士 (法 学) 菅 原 和 行	本講義では政策過程、行政管理、政官関係など、行政機関(中央政府や地方自治体)の組織や行動に係わるいくつかのトピックを取り上げ、各トピックにおける代表的な文献を講読しながら学習します。各学期の後半には、文献講読による学習を踏まえ、受講者自身がテーマを設定し、研究報告とレポートの作成を行います。以上のような作業を通し、本講義では行政機関のあり方について理論的、実践的な観点から考察を深めます。

その他の科目

主 要 科 目				特 修 科 目		
部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 科 目	単 位	担 当 者
憲 法	憲 法 講 義 II	4	(未 定)	比 較 憲 法 講 義	4	(未 定)
	憲 法 講 義 III	4	(未 定)	刑 事 法 講 義 I	4	講 師/博士(法学) 芥 川 正 洋
行 政 法	行 政 法 講 義 II	4	(未 定)	刑 事 法 講 義 II	4	教 授 小野寺一浩(令和6年度は募集しない)
税 法	税 法 講 義 I	4	(未 定)	刑 事 法 講 義 III	4	准教授/博士(法学) 石 川 友 佳 子
国 際 法	国 際 法 講 義 I	4	(未 定)	刑 事 訴 訟 法 講 義 I	4	(未 定)
法 理 学	法 理 学 研 究	8	(未 定)	国 際 関 係 論 講 義	4	(未 定)
	法 理 学 講 義	4	(未 定)	政 治 史 講 義	4	教 授/博士(法学) 東 原 正 明
法 制 史	法 制 史 研 究	8	(未 定)	民 法 講 義 I	4	教 授 道 山 治 延
	法 制 史 講 義	4	(未 定)	民 法 講 義 II	4	教 授 袁 輪 靖 博
行 政 学	行 政 学 研 究	8	(未 定)	民 法 講 義 III	4	教 授 生 田 敏 康
	行 政 学 講 義	4	(未 定)	民 法 講 義 IV	4	准教授/博士(法学) 柳 景 子
政 治 学 史	政 治 学 史 研 究	8	(未 定)	民 法 講 義 V	4	非常勤講師 五十川 直 行
	政 治 学 史 講 義 I	4	(未 定)	民 法 講 義 VI	4	教 授/博士(法学) 畑 中 久 彌
	政 治 学 史 講 義 II	4	(未 定)	民 法 講 義 VII	4	准教授 下 田 大 介
比 較 法	比 較 法 研 究	8	(未 定)	商 法 講 義 I	4	教 授 牧 真理子
	比 較 法 講 義	4	(未 定)	商 法 講 義 II	4	教 授/法博 砂 田 太 士
				商 法 講 義 III	4	(未 定)
				商 法 講 義 IV	4	教 授/博士(法学) 前 越 俊 之
				商 法 講 義 V	4	(未 定)
				民 事 訴 訟 法 講 義 I	4	教 授 安 井 英 俊
				民 事 訴 訟 法 講 義 II	4	(未 定)
				労 働 法 講 義 I	4	教 授/博士(法学) 所 浩 代
				労 働 法 講 義 II	4	(未 定)
				社 会 保 障 法 講 義 I	4	(未 定)
				社 会 保 障 法 講 義 II	4	准教授/博士(法学) 山 下 慎 一
				国 際 私 法 講 義 I	4	(未 定)
				国 際 私 法 講 義 II	4	教 授/博士(法学) 北 坂 尚 洋
				知 的 財 産 法 講 義	4	講 師/博士(法学) 平 澤 卓 人
				ア ジ ア 企 業 法 講 義	4	(未 定)
				法 専 門 職 論 講 義	2	(未 定)
				英 米 法 講 義	2	教 授 袁 輪 靖 博 (未 定)
				ド イ ツ 法 講 義	2	(未 定)
				フ ラ ン ス 法 講 義	2	(未 定)
				特 設 講 義 I ~ VIII	各 2	(未 定)

* 特修科目の特設講義 I ~ VIII の内容は以下の科目を予定している。
比較憲制論・情報公開論・地方自治論・公務員法・憲法訴訟法 その他

履 修 方 法

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから研究及びその講義科目1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目担当者を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の30単位以上は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目（講義）と特修科目（講義）のうちから選択科目として18単位以上を修得しなければならない。
- 5 授業科目の登録にあたり、指導教員の助言のもと、研究課題に沿った科目を選択するように努め、かつ、指導教員の承認を受けるものとする。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科の博士課程前期の授業科目を履修し、8単位を限度として選択科目の単位として修得単位に算入することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

民刑事法専攻

授業科目、単位及び担当者

部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容	
主 要 科 目	民 法 研 究	8	教 授 道 山 治 延	主として、民法の親族・相続法分野を取り扱う。この領域は、法律の解釈にとどまっていたり理解できないことも少なくない。家族をめぐる紛争については、地域に根ざした文化的要素・宗教感などが無視できない一方で、グローバル化がもたらす世界的規模での思想や価値観の変化も考慮しておくべきである。こうしたことを踏まえた上で、制定法としての民法典・家事事件手続法などの具体的事件を素材にして、論文作成に取り組む。	
			教 授 菫 輪 靖 博	特に財産関係について裁判事例を用いつつ、その現状と課題について検討する。民法の解釈と共に、社会・経済状況等の事実認識と社会的価値の評価や比較法的検討も適宜行う。民法の意義・役割・機能を踏まえた法の理解と基本的な学力の修得を目的として、論文作成を行う。	
			教 授 生 田 敏 康	民法（財産法分野）に関する修士論文の作成を目的とし、必要な論文指導を行う。受講者は、適切なテーマを選定し、きちんとした論文を作成しなければならないが、これらについてアドバイスする予定である。	
			准教授 博士(法学) 柳 景 子	受講生が関心を持つ民法に関連するテーマについて、資料収集・読解・文書作成・報告等を繰り返すことにより、理解を深め、問題意識を明確にした上で、修士論文のテーマを絞り込む。上記のプロセス及び修士論文の執筆において、適宜具体的にアドバイスを行う。	
			教 授 博士(法学) 畑 中 久 彌	民法（財産法）に関する院生の問題意識を報告してもらい、議論を通してその深め方をアドバイスする。判例や学説などこれまでの実務と民法学の到達をふまえ、自分がそこどのような疑問を持つか、その疑問は的外れなものではないかを考え抜く。	
			教 授 下 田 大 介	まず、修士論文のテーマ選定のため、いくつかの判例研究に取り組み、院生の報告に基づいて議論を深め、論じる意義の高い論点を見定める。テーマ確定後は、現在の法状況に至る経緯や社会背景を詳しく調査・報告し、院生自身の立場を明確にしていく。その際、教員（私）は基本的に反対の立場から批判するので、論拠を補強して反論を試み、または自説が妥当する射程を区切って修正しながら、研究を掘り下げてもらう。	
	民 法	民 法 講 義 I	4	教 授 道 山 治 延	親族・相続法に関する紛争は、一定の身分関係（この表現が適切か迷いもありますが）を前提にしている。しかし、男女が惹かれあい、共に生活をするのは法律があるからではない。一方で、様々な規範が男女の関係を婚姻として規制しようとする。法律は、その規範の一部であると言ってよい。この講義では、規範としての親族・相続法を理解すると共に、諸外国での新たな動きにも目を向けることとしたい。
		民 法 講 義 II		教 授 菫 輪 靖 博	民法のうち特に財産法を中心として、現代社会における人々の紛争解決に対していかに機能しているかという観点から、判例を用いつつ、民法にせまっていくな。民法を取り巻く判例群は膨大であり、民法の文言からは到底読み取れない解釈を展開しているものも少なくない。また、新たな判例も日々示されている。そのような中で、具体的な事例を題材として、民法解釈の実情と限界について考える。
		民 法 講 義 III		教 授 生 田 敏 康	民法（債権関係）改正の法理論的検証をテーマとする。今回の改正は、民法典制定以来の大改正であり、国民生活に与える影響が大きいのみならず、判例法理の到達点を示すものとして、法理論的にもきわめて興味深い素材である。このような理由から、改正の内容を検討し、現行法からどのように変わるか、その趣旨は何か、いかなる立法効果を期待しているか等につき受講者とともに考察したい。
		民 法 講 義 IV		准教授 博士(法学) 柳 景 子	民法（財産法）に関する主要な制度及び法理論について、判例研究を通して、学部での学習内容より深く理解することを目的とし、受講生による判例報告を中心に行う。判例報告では、報告対象となった判例の原文にあたり、関連資料を収集・読解した上で、適切な文書にまとめ、同文書に基づき、適切な態度で口頭報告を行うこと、同口頭報告に対する聴衆からの質疑応答に対応し、適切な議論を行うこと等が求められる。
		民 法 講 義 VI		教 授 博士(法学) 畑 中 久 彌	動機の錯誤や損害賠償の範囲など、民法（財産法）の重要な制度の根幹に関わる問題の研究を通じて、民法の発展的問題を分析する能力を養う。
		民 法 講 義 VII		教 授 下 田 大 介	民法・財産法に関するいくつかのトピックについて、それぞれ数コマを用いて、現在の法状況を確認した上で、そこに至る議論の経緯やそれを必要とする社会背景を考慮しつつ、受講生との議論を通じて妥当性を検証する。受講生には、実りある議論に資するために、民法（さらには法学）以外の分野または社会事象について、調査・報告を求めることもある。

部 門		授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主 要 科 目	商 法	商 法 研 究	8	教 授 牧 真 理 子	本研究では、商法の諸問題について研究を進める。受講生の関心分野について、適宜個別報告を行ってもらい、関連する判例、学説および外国法（ドイツ法）について検討を行ってもらおう。
				教 授 博 士 (法 学) 前 越 俊 之	本研究では、主に会社法または金融商品取引法を対象として、会社を巡る基本的な問題を検討する。検討は、わが国の判例、学説の他、外国文献の講読等を通じて行う。
		商 法 講 義 I	4	教 授 牧 真 理 子	商法のうち、会社法を中心として、会社をめぐる諸問題について検討する。本講義は演習形式により行う。主に、報告担当者に判例研究を報告してもらい、受講生全員で検討する方法をとるが、受講生の関心分野に関連する論文を輪読する場合もある。
		商 法 講 義 II		教 授 法 博 砂 田 太 士	商法のうち、主として、会社法に関する問題を検討する。会社をめぐる問題は多岐にわたるので、株式会社における、経営機構、監督機構、資金調達に焦点を当てる。株式会社をはじめとする会社に関する法規制は、会社法として商法から独立したことから、上記の3点について、判例の検討を交えながら、法規制のあり方を受講生とともに考えていく。
	商 法 講 義 IV	教 授 博 士 (法 学) 前 越 俊 之		商法の中でも、会社法を中心としてまた金融商品取引法も対象として、会社を巡る基本的な問題を検討する。例えば、セキュリティイゼーション（資産流動化・証券化）に関し、特定目的会社やSPVの持つ財産分離機能等から、法人格の問題を検討したり、あるいは企業買収の問題等である。	
	民 事 訴 訟 法	民 事 訴 訟 法 研 究	8	教 授 安 井 英 俊	本講義では、民事訴訟法を専攻科目として修士論文を執筆する院生を対象として、論文指導を行う。具体的には、文献（外国文献も含む）の調べ方や論文執筆の作法などについて指導する予定である。毎回、受講者には修士論文の途中経過の報告を行ってもらい、他の受講者との議論も交えつつ、個別に進行状況をチェックする。修士論文執筆を通じて、民事訴訟法の学問的魅力を体感していただきたい。
		民 事 訴 訟 法 講 義 I	4		本講義では、ドイツの民事訴訟法学者Leo Rosenberg（レオ＝ローゼンベルク）の名著"Die Beweislast"（『証明責任論』）の購読を通して、民事訴訟のバックボーンといわれる証明責任について、歴史的・沿革的観点から考察する。わが国の証明責任分配原則にも影響を与えたローゼンベルクの規範説とはそもそもいかなる根拠から導き出されたのかを検証し、現在の判例実務の証明責任分配のルールは果たして妥当といえるのか批判的に検討する。
	刑 事 法	刑 事 法 研 究	8	講 師 博 士 (法 学) 芥 川 正 洋	刑事実体法上のさまざまな問題を検討することを通じて、修士論文を作成するための知識と能力を涵養することが、この授業の目的である。修士論文を貫く問題意識を確立するために、近時の重要判例の検討や、論文の精読を行い、現在の刑法学でどのような問題が解決を待たれているのかを探り、また同時に、論文執筆の技術も身につける。具体的なテーマは、履修者との相談の上、決定する。
				教 授 小 野 寺 一 浩 〔令和6年度は〕 募集しない〕	刑法総論、各論の分野に関する修士論文の作成を指導します。まず、受講生各自の問題意識を明確とし、テーマを設定します。テーマに関連する事項について、判例、文献を批判的に検討します。論文の構想、論述の方法について指導します。
				准教授 博 士 (法 学) 石 川 友 佳 子	刑法学に関する修士論文の作成を目的とし、修士論文のテーマは受講生の希望に応じて決定する。受講生による研究報告、質疑応答・議論、そして関連文献の講読を主な内容とし、それらを通じてアドバイスをを行う。
		刑 事 法 講 義 I	4	講 師 博 士 (法 学) 芥 川 正 洋	刑法上の重要判例について研究を行う。1つの判例を正しく理解するためには、それまでの判例の事案との異同や当時の学説状況などの背景の知識が不可欠であるから、学説や判例の変遷も含めた包括的な知識・分析を行い、その基礎の上に、とくに近時の判例について、検討を進める。
		刑 事 法 講 義 II		教 授 小 野 寺 一 浩 〔令和6年度は〕 募集しない〕	刑法における基本的な思考方法の修得を目指します。刑法各論の分野における基本的な判例を取り上げ、当該判例の事案を的確に把握し、結論を導くまでの論理を丹念にトレースしたうえで、関連する学説を参照しつつ、判例の立場を批判的に考察します。
刑 事 法 講 義 III		准教授 博 士 (法 学) 石 川 友 佳 子		刑法学における理論的思考方法の習得を目標とする。受講生の研究報告を主として演習形式で行う。刑法総論および刑法各論の分野の中からいくつかのテーマを選択し、受講生各自による個別報告のあと、参加者全員での議論を行う。受講生は、刑法専門書、法律雑誌や過去の裁判例を丹念に調べ、分析し、精確な研究報告を行う必要がある。	

部 門		授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 内 容
主	労 働 法	労 働 法 研 究	8	教 授 博 士 (法 学) 所 浩 代	本講義では、修士論文の完成を目標に、必要な指導を行う。労働法の分野で修士論文を執筆するためには、①先行研究の分析、②判例研究、③労働政策の検討、④職場の動向把握、等の作業が必要となる。本講義では、受講生のレベルを把握したうえで、①～④に関わる課題を提示し、講義中に報告してもらう。労働法学では、判例を解釈する力が重要となるので、その能力を引き上げるための指導に力を入れたい。
		労 働 法 講 義 I	4		講義は、演習形式で行う。労働法学の主要な論題に関する裁判例をとりあげ、受講生全員で判例研究に取り組む。最新の判例をリストアップし、受講生の興味を考慮したうえで全員に報告を割り当てる。講義は、毎回、報告者の発表を聞いた後、受講生全員で判例を分析するという流れで進行する。場合によっては、判例研究の前に、労働法の主要論点を概観し、全体の議論状況を確認する期間を設ける予定である。
要	社 会 保 障 法	社 会 保 障 法 研 究	8	教 授 博 士 (法 学) 山 下 慎 一	本講義は、社会保障法学に関する修士論文を、2年間で完成させることを目標とします。まず、社会保障法学の全体像と、基本的な考え方を確認します。そして、受講者ご自身の興味で、研究対象を大まかに絞り(例えば「介護保険」)、その分野の文献・裁判例を網羅的に収集・講読します。その上で、研究対象をさらに絞り込み(例えば「要介護認定の過程」)、論文を執筆します。各過程で、教員が必要な助言をします。
		社 会 保 障 法 講 義 II	4		本講義は、社会保障を法的な観点、とりわけ受給者の「権利」の観点から検討することを目的とします。その前提として、まず、社会保障制度の全体像を把握します。その上で、各制度につき、受給者の権利がどのようにして発生し、変更され、消滅し、救済されるかを検討し(例えば「申請」→「生活保護開始決定」→「保護の変更」→「保護の停・廃止」→「不服申立て/訴訟」)、そこに潜む問題点を分析します。
科	国 際 私 法	国 際 私 法 研 究	8	教 授 博 士 (法 学) 北 坂 尚 洋	この授業は、国際私法に関する事項を研究テーマとする論文を書き上げようとしている学生を対象とした授業である。国際私法(家族法・財産法)、国際民事手続法、国籍法、国際取引法などに関連する事項の中から、学生と相談の上でテーマを選び、論文の完成を第1の目標にして授業を進めていくつもりである。
		国 際 私 法 講 義 II	4		この授業は、国際私法や国際民事手続法の法律問題が実際にどのように解決されているのかを具体的に理解してもらうことを第一の目標とするものである。例えば、家事事件や財産関係事件における国際裁判管轄権、準拠法、外国裁判の承認に関する問題、国際取引に関する問題、国籍法などに関連する問題を取り上げる予定である。
目	知 的 財 産 法	知 的 財 産 法 研 究	8	講 師 博 士 (法 学) 平 澤 卓 人	受講生が関心を持つ知的財産法のテーマについて、問題の設定、資料の収集、検討、報告を行って理解を深めるとともに、論文作成のための方法論についても意識を高めながら、論文の作成を行う。受講生のテーマによっては、英語文献の読解も行う。
		知 的 財 産 法 講 義	4		知的財産法のうち、主に著作権法と特許法について講義を行う。特に、AI や XR などの先端的なテーマや、最新の判決、学会で議論になっている問題について重点的に扱い、参加者と議論をしていきたいと考えている。また、外国法との比較も行い、多角的に検討していくことを考えている。

その他の科目

主 要 科 目				特 修 科 目		
部 門	授 業 科 目	単 位	担 当 者	授 業 科 目	単 位	担 当 者
民 法	民 法 講 義 V	4	非常勤講師 五十川 直 行	比 較 憲 法 講 義	4	(未 定)
商 法	商 法 講 義 V	4	(未 定)	国 際 関 係 論 講 義	4	(未 定)
民事訴訟法	民事訴訟法講義Ⅱ	4	(未 定)	政 治 史 講 義	4	教 授/博士(法学) 東 原 正 明
刑事訴訟法	刑事訴訟法研究	8	(未 定)	行 政 学 講 義	4	(未 定)
	刑事訴訟法講義Ⅰ	4	(未 定)	政 治 学 講 義 Ⅰ	4	教 授/博士(法学) 楠 田 久 代
労働法	労働法講義Ⅱ	4	(未 定)	政 治 学 講 義 Ⅱ	4	教 授/博士(法学) 廣 澤 孝 之
社会保障法	社会保障法講義Ⅰ	4	(未 定)	政 治 学 講 義 Ⅲ	4	教 授/博士(法学) 東 原 正 明
国際私法	国際私法講義Ⅰ	4	(未 定)	政 治 学 講 義 Ⅳ	4	教 授/博士(法学) 菅 原 和 行
アジア企業法	アジア企業法研究	8	(未 定)	政 治 学 史 講 義 Ⅰ	4	(未 定)
	アジア企業法講義	4	(未 定)	政 治 学 史 講 義 Ⅱ	4	(未 定)
				法 理 学 講 義	4	(未 定)
				法 社 会 学 講 義	4	教 授/博士(法学) 小 佐 井 良 太
				法 制 史 講 義	4	(未 定)
				税 法 講 義 Ⅰ	4	(未 定)
				税 法 講 義 Ⅱ	4	准教授/博士(法学) 芳 賀 真 一
				経 済 法 講 義 Ⅰ	4	教 授 屋 宮 憲 夫
				経 済 法 講 義 Ⅱ	4	教 授 大 橋 敏 道
				比 較 法 講 義	4	(未 定)
				憲 法 講 義 Ⅰ	4	准教授 城 野 一 憲
				憲 法 講 義 Ⅱ	4	(未 定)
				憲 法 講 義 Ⅲ	4	(未 定)
				憲 法 講 義 Ⅳ	4	教 授/博士(法学) 春 名 麻 季
				行 政 法 講 義 Ⅰ	4	准教授/博士(法学) 田 中 孝 和
				行 政 法 講 義 Ⅱ	4	(未 定)
				行 政 法 講 義 Ⅲ	4	教 授 折 登 美 紀
				国 際 法 講 義 Ⅰ	4	(未 定)
				国 際 法 講 義 Ⅱ	4	教 授 山 下 恭 弘
				国 際 法 講 義 Ⅲ	4	講師 博士(国際経済法学) 萩 原 一 樹
				法 専 門 職 論 講 義	2	(未 定)
				英 米 法 講 義	2	教 授 蓑 輪 靖 博 (未 定)
ド イ ツ 法 講 義	2	(未 定)				
フ ラ ン ス 法 講 義	2	(未 定)				
特 設 講 義 Ⅰ ～ Ⅷ	各 2	(未 定)				

* 特修科目の特設講義Ⅰ～Ⅷの内容は以下の科目を予定している。
環境法・公害法・貿易取引法・銀行取引法・不動産登記法・倒産法・裁判法・リース法・消費者保護法 その他

履 修 方 法

- 1 学生の標準修業年限は2年とし、所定の授業科目について、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 2 主要科目のうちから研究及びその講義科目1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目担当者を指導教員とし、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 4 第1項の30単位以上は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
専修科目のうちから講義科目4単位と研究科目8単位、専修科目以外の主要科目（講義）と特修科目（講義）のうちから選択科目として18単位以上を修得しなければならない。
- 5 授業科目の登録にあたり、指導教員の助言のもと、研究課題に沿った科目を選択するように努め、かつ、指導教員の承認を受けるものとする。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、他の研究科の博士課程前期の授業科目を履修し、8単位を限度として選択科目の単位として修得単位に算入することができる。
- 7 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

博士課程後期

募集専修科目と担当者，研究指導科目と研究内容及び履修方法

公 法 専 攻

研究指導科目、及び担当者

研究指導科目	担当者	研究内容
憲 法 特 別 研 究	教 授 博士(法学) 春 名 麻 季	ヨーロッパ・ドイツ憲法の基本権に関する文献を講読し、博士学位論文の作成に資する内容を取り上げる。特に公法で博士学位を取得しようとする受講生は、独自のテーマに関する文献を取り上げることとする。なお、EU（欧州連合）に関する研究を希望する受講生は、その旨を申し出たら、EUに関する文献も取り上げることができる。
政 治 学 特 別 研 究	教 授 博士(法学) 榎 田 久 代	学生の研究テーマに基づき、政治学分野の博士論文作成指導を行う授業です。授業では、研究テーマに関わる文献の精読を通して、研究関心分野だけでなく、広く政治学研究の知識を強化し、論文の完成を目指します。
	教 授 博士(法学) 廣 澤 孝 之	学生の研究計画に従って、各自の論文作成に関わる指導を行う。広義の政治学の分野にわたる論文の精読を行って、基礎的研究能力を身につけ、質の高い研究成果を生みだせるよう工夫したい。
	教 授 博士(法学) 東 原 正 明	受講生の研究テーマに則して、政治学の博士論文を作成するための指導を行います。 ドイツ語を中心とした政治学に関する文献を精読して研究テーマに関わる知識を身につけるとともに、講義を通じて研究能力の向上に取り組みます。その上で、論文の完成を目指します。
法 社 会 学 特 別 研 究	教 授 博士(法学) 小 佐 井 良 太	受講者の研究テーマに基づいて法社会学分野の博士論文を作成するための指導を行う。法社会学分野の中でも質的な研究／分析手法を用いた紛争過程研究を中心に、英語文献を含めた先行研究を丁寧に講読・検討する。博士論文の水準を満たしたテーマ設定、理論枠組みの検討、具体的な考察と分析の蓄積と構築を最大限に支援すべく、受講者と真摯な議論を重ねながら必要な指導・助言を行う。

その他の科目

研究指導科目	担当者
行 政 法 特 別 研 究	未 定
税 法 特 別 研 究	未 定
国 際 法 特 別 研 究	未 定
経 済 法 特 別 研 究	未 定
法 理 学 特 別 研 究	未 定
法 制 史 特 別 研 究	未 定
行 政 学 特 別 研 究	未 定
政 治 学 史 特 別 研 究	未 定
外 国 法 特 別 研 究	未 定

※担当者が未定の科目については、令和6年度は学生を募集しない。

特 修 科 目					
授 業 科 目	単 位 数	担 当 者	授 業 科 目	単 位 数	担 当 者
憲法特別講義 I A	2	(未定)	法理学特別講義 A	2	(未定)
憲法特別講義 I B	2		法理学特別講義 B	2	
憲法特別演習 I A	2		法理学特別演習 A	2	
憲法特別演習 I B	2		法理学特別演習 B	2	
憲法特別講義 II A	2	教授 博士(法学) 春名麻季	法社会学特別講義 A	2	教授 博士(法学) 小佐井良太
憲法特別講義 II B	2		法社会学特別講義 B	2	
憲法特別演習 II A	2		法社会学特別演習 A	2	
憲法特別演習 II B	2		法社会学特別演習 B	2	
行政法特別講義 I A	2	(未定)	法制史特別講義 A	2	(未定)
行政法特別講義 I B	2		法制史特別講義 B	2	
行政法特別演習 I A	2		法制史特別演習 A	2	
行政法特別演習 I B	2		法制史特別演習 B	2	
行政法特別講義 II A	2	教授 折登美紀	行政学特別講義 A	2	(未定)
行政法特別講義 II B	2		行政学特別講義 B	2	
行政法特別演習 II A	2		行政学特別演習 A	2	
行政法特別演習 II B	2		行政学特別演習 B	2	
行政法特別講義 III A	2	(未定)	政治学特別講義 I A	2	教授 博士(法学) 榎田久代
行政法特別講義 III B	2		政治学特別講義 I B	2	
行政法特別演習 III A	2		政治学特別演習 I A	2	
行政法特別演習 III B	2		政治学特別演習 I B	2	
税法特別講義 A	2	(未定)	政治学特別講義 II A	2	教授 博士(法学) 廣澤孝之
税法特別講義 B	2		政治学特別講義 II B	2	
税法特別演習 A	2		政治学特別演習 II A	2	
税法特別演習 B	2		政治学特別演習 II B	2	
国際法特別講義 I A	2	教授 山下恭弘	政治学史特別講義 A	2	(未定)
国際法特別講義 I B	2		政治学史特別講義 B	2	
国際法特別演習 I A	2		政治学史特別演習 A	2	
国際法特別演習 I B	2		政治学史特別演習 B	2	
国際法特別講義 II A	2	(未定)	外国法特別講義 A	2	(未定)
国際法特別講義 II B	2		外国法特別講義 B	2	
国際法特別演習 II A	2		外国法特別演習 A	2	
国際法特別演習 II B	2		外国法特別演習 B	2	
経済法特別講義 A	2	(未定)			
経済法特別講義 B	2				
経済法特別演習 A	2				
経済法特別演習 B	2				

履 修 方 法

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のなかから1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目として選定した研究指導科目の担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、履修方法、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 学生は、研究指導科目のほか、特修科目のうちから、合計8単位を修得しなければならない。
- 5 前項の8単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 指導教員の担当する特修科目のうちから必修科目として4単位を修得する。
 - (2) 指導教員の担当する特修科目又は他の教員の担当する特修科目のうちから、指導教員の指導のもとに選択し、選択科目として4単位以上を修得する。
 - (3) 指導教員が必要と認めるときは、前号の選択科目を、法学研究科博士課程後期の他の専攻で開講されている特修科目のうちから選択することができる。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項第2号の規定にかかわらず、通常委員会の議を経て、他の研究科博士課程後期の授業科目を履修し、4単位を限度として選択科目の修得単位に算入することができる。
- 7 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

民 刑 事 法 専 攻

研究指導科目、及び担当者

研究指導科目	担当者	研究内容
民法特別研究	教授 袁 輪 靖 博	学生の研究計画にしたがい、博士論文作成にむけた指導を行う。まずは研究計画作成にあたって、テーマに応じた戦略的な計画の作成に向けた指導を行う。その上で、原則3年先の完成を目標に、各年の研究計画を作成し、毎回の研究報告に対する指導を実施する。紛争実態を踏まえた事例研究から、歴史的、比較法的研究など学生の要望に合わせて、柔軟に指導を行う。
	教授 博士(法学) 畑 中 久 彌	民法に関する博士論文を執筆するための支援を行う。民法の財産法分野において近時問題となっている(あるいは問題となりうるであろう)現象を取り上げ、理論的に掘り下げていく。 必要に応じて英米法に関する研究を行ない、日本法との比較により得られた知見を博士論文の執筆に活かす。
商法特別研究	教授 博士(法学) 前 越 俊 之	会社法・金融商品取引法を中心とした商法に関する問題について、受講生の興味関心に沿って、博士論文作成のための研究指導を行う
	教授 牧 真理子	会社法を専攻科目として論文を執筆する学生を対象として、学生の研究テーマに基づいて、論文作成指導を行う。受講生の論文執筆の進捗報告に応じて指導する。
刑事法特別研究	教授 小野寺 一浩 〔令和6年度は〕 〔募集しない〕	刑法に関する受講生の研究テーマにしたがって、基本的な文献・判例を批判的に検討し、論文作成に向けた指導を行う。
国際私法特別研究	教授 博士(法学) 北 坂 尚 洋	国際私法に関する事項を研究テーマとする論文を書き上げようとする学生に、研究課題にそって、研究指導を行う。
民事訴訟法特別研究	教授 安 井 英 俊	民事訴訟法を専攻科目として論文を執筆する学生を対象として、学生の研究テーマに応じた論文指導を行う。毎回、受講生には論文の途中経過の報告を行ってもらい、進行状況をチェックする。
労働法特別研究	教授 博士(法学) 所 浩 代	労働問題の法的解決に関する論文の執筆を支援する。研究課題の設定から論文の構成、結論の妥当性などについて、受講生と丁寧に議論する。受講生には、適宜「中間報告」をかして、論文執筆の進捗状況を確認する。
社会保障法特別研究	教授 博士(法学) 山 下 慎 一	この科目の主たる研究内容は以下の2点である。第一に、社会保障法の全体像を把握して、その基本的な思考様式を身につけ、自身の問題関心を明確化する。第二に、法律学の方法、判例の読み方と評釈の方法、適切な引用の方法などを習得し、博士論文を書き上げる。履修者の報告をベースとして授業を構成する。

その他の科目

研究指導科目	担当者
知的財産法特別研究	未 定

※担当者が未定の科目については、令和6年度は学生を募集しない。

特 修 科 目					
授 業 科 目	単 位 数	担 当 者	授 業 科 目	単 位 数	担 当 者
民法特別講義ⅠA	2	教授 袁 輪 靖 博	刑事法特別講義ⅠA	2	教授 小野寺 一 浩 〔令和6年度は募集しない〕
民法特別講義ⅠB	2		刑事法特別講義ⅠB	2	
民法特別演習ⅠA	2		刑事法特別演習ⅠA	2	
民法特別演習ⅠB	2		刑事法特別演習ⅠB	2	
民法特別講義ⅡA	2	教授 博士(法学) 畑 中 久 彌	刑事法特別講義ⅡA	2	(未 定)
民法特別講義ⅡB	2		刑事法特別講義ⅡB	2	
民法特別演習ⅡA	2		刑事法特別演習ⅡA	2	
民法特別演習ⅡB	2		刑事法特別演習ⅡB	2	
民法特別講義ⅢA	2	(未 定)	刑事法特別講義ⅢA	2	(未 定)
民法特別講義ⅢB	2		刑事法特別講義ⅢB	2	
民法特別演習ⅢA	2		刑事法特別演習ⅢA	2	
民法特別演習ⅢB	2		刑事法特別演習ⅢB	2	
商法特別講義ⅠA	2	(未 定)	労働法特別講義A	2	教授 博士(法学) 所 浩 代
商法特別講義ⅠB	2		労働法特別講義B	2	
商法特別演習ⅠA	2		労働法特別演習A	2	
商法特別演習ⅠB	2		労働法特別演習B	2	
商法特別講義ⅡA	2	教授 法博 砂 田 太 士	社会保障法特別講義A	2	教授 博士(法学) 山 下 慎 一
商法特別講義ⅡB	2		社会保障法特別講義B	2	
商法特別演習ⅡA	2		社会保障法特別演習A	2	
商法特別演習ⅡB	2		社会保障法特別演習B	2	
商法特別講義ⅢA	2	教授 牧 真理子	国際私法特別講義A	2	教授 博士(法学) 北 坂 尚 洋
商法特別講義ⅢB	2		国際私法特別講義B	2	
商法特別演習ⅢA	2		国際私法特別演習A	2	
商法特別演習ⅢB	2		国際私法特別演習B	2	
商法特別講義ⅣA	2	教授 博士(法学) 前 越 俊 之	知的財産法特別講義A	2	(未 定)
商法特別講義ⅣB	2		知的財産法特別講義B	2	
商法特別演習ⅣA	2		知的財産法特別演習A	2	
商法特別演習ⅣB	2		知的財産法特別演習B	2	
民事訴訟法特別講義A	2	教授 安 井 英 俊	アジア企業法特別講義A	2	(未 定)
民事訴訟法特別講義B	2		アジア企業法特別講義B	2	
民事訴訟法特別演習A	2		アジア企業法特別演習A	2	
民事訴訟法特別演習B	2		アジア企業法特別演習B	2	

履 修 方 法

- 1 学生の標準修業年限は3年とし、次に定める方法により、履修しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 研究指導科目のなかから1科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 専修科目として選定した研究指導科目の担当者を当該学生の指導教員とし、学位論文の作成、履修方法、その他研究一般について、その指導に従うものとする。
- 4 学生は、研究指導科目のほか、特修科目のうちから、合計8単位を修得しなければならない。
- 5 前項の8単位は、原則として、次の区分によって修得しなければならない。
 - (1) 指導教員の担当する特修科目のうちから必修科目として4単位を修得する。
 - (2) 指導教員の担当する特修科目又は他の教員の担当する特修科目のうちから、指導教員の指導のもとに選択し、選択科目として4単位以上を修得する。
 - (3) 指導教員が必要と認めたときは、前号の選択科目を、法学研究科博士課程後期の他の専攻で開講されている特修科目のうちから選択することができる。
- 6 指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合は、前項第2号の規定にかかわらず、通常委員会の議を経て、他の研究科博士課程後期の授業科目を履修し、4単位を限度として選択科目の修得単位に算入することができる。
- 7 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

個人情報の取扱いについて

本学では「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「学校法人福岡大学個人情報保護規程」を定め個人情報の保護に努めています。「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく、「個人番号」および「特定個人情報」に関しても同様です。本学学生の個人情報に関する基本的な姿勢と取扱いについてご説明いたします。

1. 法令の遵守と学内規程の整備

本学は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令の規定を遵守すると共に、個人情報の取得、保管、利用など取扱いに関する必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に努めます。

2. 個人情報の取得

本学は、本学の学生から個人情報を取得する際には、あらかじめ利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内において、公正な手段により取得します。また、思想、信条及び宗教に関する個人情報は取得しません。

〈主な利用目的〉

- 学生募集、入学試験に関する業務
- 履修・成績管理に関する業務
- 入学、卒業、退学、休学等の学籍管理に関する業務
- 課外活動、健康管理に関する業務
- 奨学金に関する業務
- 授業料その他納付金等の収納・督促に関する業務
- 就職・進路支援に関する業務
- 教育改善のための教学情報の活用に関する業務
- 個人番号関係業務
- 一般社団法人福岡大学同窓会有信会の運営に関する業務
- 福岡大学父母後援会の運営に関する業務
- その他学生生活、修学指導に関する業務

※詳しくは、大学ホームページに掲載している「学校法人福岡大学個人情報保護規程別表」等をご覧ください。

3. 個人情報の利用

本学が保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで、定められた利用目的以外の利用や、第三者への提供は行いません。

4. 個人情報の管理

本学は、個人情報の管理体制を整備し、個人データについては利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保ち、漏えい、滅失又は毀損の防止など安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

なお、個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託先が個人情報の安全管理のために適切な措置を講じるよう監督し、その内容を委託契約に明記します。

5. 個人情報の開示等

本学は、本人からの当該保有個人データの開示、訂正（追加、削除含む）、利用停止の請求を受け付けます。

6. 個人情報に関する問合せ先

本学の個人情報に関する苦情やご質問は、個人情報の内容によって受付窓口が異なります。大学公式ホームページの個人情報関連のページをご覧ください。下記あてにお問い合わせください。

【問合せ先】 福岡大学 総務課

福岡大学大学院 長期履修制度について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、本来の標準修業年限（修士課程・博士課程前期＝2年，博士課程後期＝3年，博士課程＝4年）では履修が困難と認められる者について、長期履修学生として標準修業年限を超えて履修を可能とする制度です。

長期履修学生として申請するにあたっては、長期履修期間中の履修や研究方法等について、あらかじめ当該研究科・専攻（在学学生は指導教員）に相談してください。

1. 対象者

長期履修学生として申請することができる者は、次のいずれかに該当する者とします。なお、外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）は申請できません。

(1) 新たに本学大学院に入学（進学を含む）する者のうち、次のいずれかに該当するため、標準修業年限での履修が困難な者

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③ その他、研究科長が相当の事情があると認めた者

(2) 本研究科に在学する者のうち、次のいずれかに該当するため、標準修業年限での履修が困難な者

（在学中に、新たに標準修業年限での履修が困難となる事由が生じた場合。なお、標準修業年限における修了予定年次（最終学年）に在学している者は申請できません。）

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③ その他、研究科長が相当の事情があると認めた者

2. 長期履修期間

長期履修学生の履修期間および在学中に長期履修を開始することができる学年は次の通りです。

課程	標準修業年限	長期履修期間	最長在学年限	在学学生長期履修開始可能学年
修士課程・博士課程前期	入学時から2年	入学時から3年または4年	4年	2年
博士課程後期	入学時から3年	入学時から4年または5年または6年	6年	2年、3年
博士課程	入学時から4年	入学時から5年または6年	8年	2年、3年、4年

※長期履修期間は入学時を開始基準とします。

※長期履修期間は1年間単位とします。

※長期履修学生の最長在学年限は、標準修業年限での履修生と同じです。

※休学期間は履修期間に含めません。

※長期履修学生の早期修了（標準修業年限より短い期間での修了）はできません。

3. 申請手続

(1) 申請期間

①入学時から長期履修学生となることを希望する場合

……………入学試験出願時

②在学生在新たに長期履修学生となることを希望する場合

……………開始を希望する前年度の1月末まで

(標準修業年限における最終学年在学者は申請できません。)

(2) 申請書類

①長期履修学生申請書及び理由書(様式1)

②研究計画書(博士課程後期および博士課程のみ)(様式2)

③その他、当該研究科が必要と認める書類

※申請理由に応じて、長期履修を必要とすることを証明する書類等を提出していただく場合があります。

※申請書類は、大学院個別サイト (<https://www.grad.fukuoka-u.ac.jp/>) 内の「入学試験」メニュー⇒「長期履修制度」ページからダウンロードしてください。

4. 学費等納入金

(1) 入学時から長期履修学生となる場合

- ・基本的に標準修業年限の授業料等の総額を、長期履修期間の修業年数で按分した額が年額となります。
- ・2年目以降の学費等納入金のうち、「委託徴収金」の金額には多少の変動が生じることがあります。

(2) 在学生在新たに長期履修学生となる場合

- ・基本的に標準修業年限の授業料等の総額から既に納入した標準の授業料等の総額を減じた額を、長期履修期間の残りの修業年数で按分した額が年額となります。
- ・2年目以降の学費等納入金のうち、「委託徴収金」の金額には多少の変動が生じることがあります。

5. 結果の通知

(1) 入学時から長期履修学生となることを希望する場合

- ・長期履修を希望する事由や研究計画等に基づき審査の上、入学試験合格発表時に合格通知とともに送付します。

(2) 在学生在新たに長期履修学生となることを希望する場合

- ・長期履修を希望する事由や研究計画等に基づき審査の上、3月末までに通知します。

6. 長期履修期間の変更(延長・短縮・取消)

長期履修学生として許可された者が、長期履修の期間の延長、短縮あるいは取消を必要とする事由が生じた場合は、指導教員の承認を得た上で、長期履修期間の変更を1回に限り願い出ることができます。

(1) 変更の願出期間

・変更を希望する前年度の1月末まで

(2) 変更願出書類

①長期履修学生変更願書及び理由書

- ・延長(様式3)
- ・短縮(様式4)
- ・取消(様式5)

②その他、当該研究科が必要と認める書類

※申請理由に応じて、長期履修を必要とすることを証明する書類等を提出していただく場合があります。

(3) 変更可能な長期履修期間と学年

変更	課程	長期履修期間 (変更前→変更後)	変更手続き可能学年
延長	修士課程・博士課程前期	入学時から3年→4年	1年又は2年
	博士課程後期	入学時から4年→5年	1年, 2年又は3年
		入学時から4年→6年	1年, 2年又は3年
		入学時から5年→6年	1年, 2年, 3年又は4年
	博士課程	入学時から5年→6年	1年, 2年, 3年又は4年
短縮	修士課程・博士課程前期	入学時から4年→3年	1年又は2年
	博士課程後期	入学時から5年→4年	1年, 2年又は3年
		入学時から6年→5年	1年, 2年, 3年又は4年
		入学時から6年→4年	1年, 2年又は3年
	博士課程	入学時から6年→5年	1年, 2年, 3年又は4年
取消	修士課程・博士課程前期	入学時から3年→2年(標準)	1年
		入学時から4年→2年(標準)	
	博士課程後期	入学時から4年→3年(標準)	1年又は2年
		入学時から5年→3年(標準)	
		入学時から6年→3年(標準)	
	博士課程	入学時から5年→4年(標準)	1年, 2年又は3年
入学時から6年→4年(標準)			

※延長は、変更前の長期履修期間における最終学年在学者は願い出ることができません。

※短縮は、短縮後に1年以上の修業期間がない場合は願い出ることができません。

※取消は、標準修業年限における最終学年(修士課程・博士課程前期=2年, 博士課程後期=3年, 博士課程=4年)在学者は申請できません。

※変更は1回に限り願い出ることができません。

※取消を行った場合、あらためて長期履修学生に申請することはできません。

(4) 授業料等納入金

※授業料等納入金（以下、「授業料等」）とは、「授業料」及び「教育充実費」を指します。

※在学中、毎年度納入が必要な学生健康保険互助組合費等の「委託徴収金」は授業料等には含まれません。

①延長

・基本的に標準修業年限の授業料等の総額から既に納入した変更（延長）前の授業料等の総額を減じた額を、長期履修期間の残りの修業年数で按分した額が年額となります。

②短縮

・基本的に標準修業年限の授業料等の総額から既に納入した変更（短縮）前の授業料等の総額を減じた額を、長期履修期間の残りの修業年数で按分した額が年額となります。

③取消

・基本的に取消後は標準修業年限の授業料等年額になります。

・ただし、そこまでに納付すべき標準修業年限の授業料等の総額から既に納付した授業料等の総額を控除した額を、取消後の最初の年度に授業料に上乗せして徴収します。

(5) 結果の通知

・変更を必要とする事由や研究計画等に基づき審査の上、3月末までに通知します。

7. 長期履修制度利用にあたっての注意

・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与において、長期履修に応じた貸与は入学時に申請した場合にのみ適用されます。在学中の申請あるいは長期履修期間の変更等を行う場合は対象外となることがあります。

■福岡大学までの交通機関



地下鉄のご案内

福岡空港駅から [空港線]
博多駅まで 5分
天神駅まで 11分
博多駅から [七隈線]
福大前駅まで 20分
▶空港線博多駅から七隈線博多駅乗り換え所要時間3分
天神南駅から [七隈線]
福大前駅まで 16分
▶空港線天神駅から七隈線天神南駅乗り換え 所要時間7分~8分 (550m)
薬院駅から [七隈線]
福大前駅まで 13分

※時間帯によって交通混雑が予想されますので、所要時間は目安としてください。
 ※バスの行き先番号が同じでも行き先が異なることがありますので、バス正面の行先（経由地）をご確認ください。
 ・地下鉄に関する情報……福岡市交通局 <https://subway.city.fukuoka.lg.jp/>
 ・バスに関する情報……西鉄バス <https://www.nishitetsu.jp/bus/>



バスのご案内

博多から 35分~45分
▶行先番号 ⑫⑬⑭番もしくは エコルライナー(快速)[平日のみ]をご利用ください。
天神から 25分~30分
▶行先番号 ⑫⑭⑮番もしくは エコルライナー(快速)[平日のみ]をご利用ください。



車・タクシーのご案内

博多から 45分
天神から 30分
福岡空港から 30~45分
西新から 約15分

高速道路をご利用の場合

[唐津方面からの場合]

西九州自動車道(福岡前原道路)から都市高速道路環状線に入ります。野芥ランプで降りた後、福大トンネル出入口の手前を右折し、梅林中学校入口を左折します。500mほど直進した後、福岡大学病院東口交差点を直進します。

[北九州および福岡県外(大分・熊本方面など)からの場合]

九州自動車道の太宰府IC(インターチェンジ)から都市高速道路に乗り、月隈JCT(ジャンクション)を左折します。堤ランプで降り、国道202号線(福岡外環状道路)を2kmほど直進して福大トンネル出入口手前から右折し、福岡大学病院東口交差点を右に入ります。

福岡大学大学院

〒814-0180 福岡市城南区七隈八丁目19番1号

電話 (092) 871-6631
 大学院事務課 内線 2913~2916